



県章

三重県公報

平成19年3月27日(火)

第1866号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

三重県職員互助会設置規則の一部を改正する規則.....	(給与福利室) 2
電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則.....	(同) 3
国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則.....	(国際室) 4
生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....	(生活保障室) 4
三重県指定金融機関等事務取扱規則.....	(出納局) 5

告 示

三重県生産動態統計調査実施要綱の一部改正.....	(統計室) 36
有害な興行の指定.....	(青少年・私学室) 36
結核予防法の規定による医療機関の指定.....	(健康危機管理室) 36
結核予防法の規定による医療機関からの指定の辞退.....	(同) 37
廃物として認定することが困難な放置自動車の処分.....	(ごみゼロ推進室) 37
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定鳥獣の捕獲等の禁止及び捕獲等の数の制限の一部解除.....	(自然環境室) 37
公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧.....	(水産基盤室) 38
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要.....	(観光・交流室) 38
同件.....	(同) 38
海岸保全区域指定の一部を改正する告示.....	(港湾・海岸室) 39
港湾施設の概要の一部改正.....	(同) 39
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(下水道室) 39
同件.....	(同) 40
同件.....	(同) 40
同件.....	(同) 41
証紙の販売人の名称を変更する旨の届出.....	(出納局) 41
証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出.....	(同) 41
証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出.....	(同) 41
証紙の販売所を廃止した旨の届出.....	(同) 42
三重県指定代理金融機関及び事務の範囲の指定の一部改正.....	(同) 42
三重県収納代理金融機関の一部改正.....	(同) 42

監査委員公表

監査結果の公表.....	(監査委員) 42
--------------	-----------

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨.....	(N P O 室) 62
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(同) 62
特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨.....	(同) 62
同件.....	(同) 63
第10次鳥獣保護事業計画の樹立.....	(自然環境室) 63
特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の策定.....	(同) 63
土地改良区役員の就任の届出.....	(農地調整室) 64

土地改良区役員の退任の届出..... (農地調整室) 64
 同件..... (同) 64
 土地改良区役員の退任及び就任の届出..... (農地調整室) 64
 土地改良区清算人の退任の届出..... (同) 64
 基本測量が終了した旨の通知..... (公共用地室) 65
 環境影響評価方法書を作成した旨及びその縦覧..... (道路整備室) 65
 都市計画の図書の写しの縦覧..... (都市政策室) 66
 同件..... (同) 66
 同件..... (同) 66
 同件..... (同) 66
 同件..... (同) 66
 同件..... (同) 67

特定調達公告

落札者を決定した旨..... (健康福祉企画室) 67
 同件..... (出納局) 67

正 誤

平成19年2月13日付け三重県公報第1854号..... (森林振興室) 68
 平成19年3月9日付け三重県公報第1861号..... (同) 68

規 則

三重県職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県規則第二十二号

三重県職員互助会設置規則の一部を改正する規則

第一条 三重県職員互助会設置規則(昭和三十一年三重県規則第三十号の二)の一部を次のように改正する。

第一条中「三重県職員の共済制度に関する条例」を「三重県職員等の共済制度に関する条例」に、「妻を」を「妻づき」に改める。

第二条第二項中「および」を「副知事及び出納長」に、「ならびに」を「並びに」に、「漁業調整委員会」を「海区漁業調整委員会、企業庁、病院事業庁」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「職員は」を「職員は、」に改める。

第三条第一項中「および」を「及び」に改め、同条第二項第一号中「または」を「又は」に改め、同項第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第四条第二項中「規約には」を「規約には、」に改め、同項第四号中「および」を「及び」に改める。

第五条及び第六条中「および」を「及び」に改める。

第二条 三重県職員互助会設置規則の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に、「または国の職員にして知事の直接監督する事務部局に常時勤務する職員中」を「及び教育機関の職員として」に改め、同項ただし書中「事務局職員」を「の事務部局及び教育機関の職員」に改める。

附 則

- この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十九年四月一日から施行する。
- 第一条の規定の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第二条の規定による改正前の三重県職員互助会設置規則(以下この項において「旧規則」といふ)第二条第二項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第二条第二項中「または国の職員にして知事の直接監督する事務部局に常時勤務する職員中」とあるのは「及び教育機関の職員として」とし、同項ただし書中「事務局職員」とあるのは「の事務部局及び教育機関の職員」とする。

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県規則第二十二号

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則(昭和四十二年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

年 月分 給与計算書

Table with columns for payment date, employee ID, name, salary grade, and various allowance categories like housing, commuting, and family allowances.

Table with columns for department code and department name.

P -

Table with columns for various allowances and deductions, including family allowances, housing allowances, and social security contributions.

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式 (第 4 条関係)

年 月分 給与支払簿

Table with columns for payment date, employee ID, name, salary grade, and various allowance categories, similar to the first table.

Table with columns for department code and department name.

P -

Table with columns for various allowances and deductions, including family allowances, housing allowances, and social security contributions, with an additional '現金受領印' (Cash Receipt Seal) column.

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第8条関係）

年 月分 給与個人別明細書

支給年月日	所属コード	職員番号	給料表	級	号給	給料月額	給料の差額	給料の調整額	教職調整額
		氏名							
宿日直手当(非)	宿日直手当(課)	管理職手当	管理職手当の差額	初任給調整手当	特殊勤務手当(月額)	特殊勤務手当(日額)	特・へき地手当	定通手当	改善・産教手当
共済短期	介護掛金	共済長期	雇用保険		課税対象額	所得 税	住 民 税	共済返済金	共済物資

所属コード	所 属 名

P -

扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当(非)	通勤手当(課)	単身赴任手当	時間外勤務手当	管理特別手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
寒冷地手当	義務教育特別手当	期末手当	勤勉手当	任期付業績手当	給料戻入額	職員手当等戻入額	減 額		支給総額
共済積立貯金	財産形成貯蓄	互助会掛金	互助会返済金	控 除 計	支 払 額	A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額	現金支給額

附 則

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 改正前の第四号様式、第八号様式及び第十三号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第二十三号

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成二年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表中

<table border="1"> <tr> <th>休憩時間の割振り</th> <th>休憩時間の割振り</th> </tr> <tr> <td>午後零時十五分から 午後一時まで</td> <td>午後零時から午後零 時十五分まで及び午 後五時から午後五時 十五分まで</td> </tr> </table>	休憩時間の割振り	休憩時間の割振り	午後零時十五分から 午後一時まで	午後零時から午後零 時十五分まで及び午 後五時から午後五時 十五分まで	を	<table border="1"> <tr> <th>休憩時間の割振り</th> </tr> <tr> <td>午後零時十五分から 午後一時まで</td> </tr> </table>	休憩時間の割振り	午後零時十五分から 午後一時まで	に改める。
休憩時間の割振り	休憩時間の割振り								
午後零時十五分から 午後一時まで	午後零時から午後零 時十五分まで及び午 後五時から午後五時 十五分まで								
休憩時間の割振り									
午後零時十五分から 午後一時まで									

第八条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合、五日の範囲内の期間

第八条第二項中「第九号」を「第十号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第二十四号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成十八年三重県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「虐待予防法第34条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2」に改める。

第十一号様式から第十五号様式までの規定中「福祉事務所様」を「福祉事務所 〇〇」に改める。

第十六号様式中「福祉事務所様」を「福祉事務所 〇〇」に改める。

第十七号様式、第二十四号様式、第二十五号様式及び第二十七号様式中「福祉事務所様」を「福祉事務所 〇〇」に改める。

第三十一号様式から第三十四号様式まで及び第三十六号様式から第三十八号様式までの規定中「三重県知事様」を「三重県知事 〇〇」に改める。

第三十九号様式中「福祉事務所様」を「福祉事務所 〇〇」に改める。

第四十号様式中「三重県知事様」を「三重県知事 〇〇」に改める。

附則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十一号様式から第十五号様式まで、第十六号様式、第十七号様式、第二十四号様式、第二十五号様式、第二十七号様式、第三十一号様式から第三十四号様式まで、第三十六号様式から第三十八号様式まで、第三十九号様式及び第四十号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の生活保護法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県指定金融機関等事務取扱規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第二十五号

三重県指定金融機関等事務取扱規則

目次

- 第一章 総則(第一条 第九条)
- 第二章 収納(第十条 第二十条)
- 第三章 支払(第二十一条 第三十五条)
- 第四章 公金の管理保管(第三十六条 第四十二条)
- 第五章 帳簿及び事務報告(第四十三条 第四十七条)
- 第六章 雑則(第四十八条・第四十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関における三重県の公金(以下「公金」という。)の事務取扱に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号、以下「会計規則」という。)で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 取扱店 指定代理金融機関のすべての店舗及び収納代理金融機関の店舗のうち公金の収納又は受入れ(以下「収納」という。)の事務を取り扱うものをいう。
- 二 出納取扱店 指定金融機関のすべての店舗をいう。
- 三 主管出納取扱店 前号の店舗のうち公金の支払又は払出し(以下「支払」という。)の事務を取り扱うものをいう。
- 四 代表店 同一金融機関の取扱店において収納した公金を取りまとめ、取りまとめ店に払い込む店舗として指定金融機関が指定したものをいう。ただし、三重県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合(以下「農業協同組合等」という。)の店舗にあっては、三重県信用農業協同組合連合会をその代表店とする。

五 取りまとめ店 指定金融機関の店舗のうち代表店から公金の払込みを受ける店舗として指定金融機関が指定したものをいう。

六 総括出納取扱店 指定金融機関の店舗のうち指定金融機関等において取り扱う公金の収納及び支払に関する事務の総括を行うものをいう。

七 業務取扱店 第一号から前号までの店舗をいう。

八 マルチペイメントネットワーク 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークの収納サービスをいう。

九 コンビニ収納 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百五十八条第一項及び第百五十八条の二第一項の規定に基づき委託を受けた者がコンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類五七九〇コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）に属する事業所をいう。）からの収納を取りまとめるサービスをいう。

（指定金融機関等への通知）

第三条 知事は、令第百六十八条の規定により指定金融機関及び指定代理金融機関を指定し、又は指定内容を変更したときは、その旨を当該金融機関へ通知しなければならない。

2 収納代理金融機関の店舗については、前項に準じる。

（取扱事務の範囲）

第四条 指定金融機関は、公金の収納の事務及び支払の事務を取り扱う。

2 指定代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務及び三重県農業改良資金貸付規則（平成十四年三重県規則第五十号の二）に規定する農業改良資金に係る支払の事務を取り扱う。

3 収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務を取り扱う。ただし、日本郵政公社については、マルチペイメントネットワークを利用したものに限り取り扱う。

（業務取扱店の申請又は届出）

第五条 指定金融機関等が業務取扱店の新設、廃止、名称の変更又は所在地の変更をするときは、指定金融機関にあつては知事に、指定代理金融機関又は収納代理金融機関にあつては知事及び指定金融機関に、当該新設等を予定する日の三十日前までに指定金融機関等業務取扱店申請・届出書（第一号様式）により申請又は届出をしなければならない。

2 知事は、前項の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、その結果について申請者に通知しなければならない。

（業務取扱店表示）

第六条 指定金融機関等は、業務取扱店の店頭に、指定金融機関にあつては三重県指定金融機関である旨を、指定代理金融機関にあつては三重県指定代理金融機関である旨を、収納代理金融機関にあつては三重県収納代理金融機関である旨を表示しなければならない。ただし、業務取扱店の立地及び利用者の状況等に応じて店頭表示を省略することができる。

（営業日時）

第七条 指定金融機関等の公金事務取扱日は、当該金融機関における公金を取り扱う営業日（以下「営業日」という。）とする。

2 指定金融機関等における公金事務取扱時間は、当該金融機関の営業日における営業時間内とする。ただし、会計管理者又は出納員から要求があったときは、営業時間を超えた場合においてもその事務の取扱いをしなければならない。

3 指定金融機関等の都合により業務取扱店を臨時休業しようとするときは、指定金融機関にあつては会計管理者に、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては会計管理者及び指定金融機関に、休業を予定する日の三十日前までに届け出なければならない。

（印鑑届の受理）

第八条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、知事又は所属の長から公金の事務取扱いに関し必要な印鑑の届出を受けなければならない。

2 前項の規定は、使用する印鑑又は印鑑届の記載事項に変更が生じた場合に準用する。

（出納の整理）

第九条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、公金の出納事務について、会計年度ごとに次に掲げる区分により整理しなければならない。

- 一 一般会計

- 二 特別会計
- 三 保管会計
- 四 一時借入金
- 五 支払未済繰越金

第二章 収納

(収納手続の原則)

第十条 指定金融機関等は、納入通知書、納税通知書、納付書、納入書、払込書、現金収納票その他納入に関する書類（以下「納入通知書等」という。）に基づき公金の収納をしなければならない。ただし、納入通知書等が次の各号のいずれかに該当するときは、公金の収納をすることができない。

- 一 納入通知書等の各片の住所、氏名又は金額が一致しないもの
- 二 納入通知書等の金額の一部納付の申出があったもの
- 三 納入通知書等の金額が訂正、塗抹又は改ざんされたもの
- 四 その他収納について指定金融機関等において疑義があるものと認められたもの

(収納済みに係る通知)

第十一条 指定金融機関等は、前条の規定により収納した公金に係る納入通知書等の各片のうち収納済通知書、領収済通知書、納入済通知書及びその他収納の通知に関する書類については、第三十七条第二項に規定する公金の処理に合わせて移送し、総括出納取扱店において取りまとめの上、会計管理者又は出納員に送付しなければならない。ただし、マルチペイメントネットワーク及びコンビニ収納を利用した収納事務に係るものについては、会計規則第十三条その他の規定に基づき調定の済みに必要な収納済情報の送達をもってこれに代える。

(現金による収納)

第十二条 指定金融機関等は、納入義務者又は会計管理者若しくは出納員から現金による納付又は払込みを受けるときは、納入通知書等の各片の所定の位置に領収印を押印し収納するとともに、領収書を交付しなければならない。

(証券による収納)

第十三条 指定金融機関等は、納入義務者又は会計管理者若しくは出納員から令第五百五十六条第一項に規定する証券（以下「証券」という。）による納付又は払込みを受けたときは、前条の取扱いに加えて、納入通知書等の各片表面余白に「証券受領」の表示を行い、証券の種類及び記号番号を別に記録しなければならない。

- 2 前項の場合において、国債又は地方債の利札により収納したときは、利札の金額から当該利札に対する利子を支払する際に課税される税額に相当する金額を控除した金額をもって納付又は払込みの金額とし、納入通知書等の各片表面余白に「利札」の表示をするとともに、利札の券面額及び税額を付記しなければならない。
- 3 第一項の場合において、証券による収納が納付金額の一部であるときは、「証券受領」に代えて「一部証券受領」と表示し、現金受領額と証券受領額を区分して付記しなければならない。

(不渡証券の取扱い)

第十四条 指定金融機関等は、前条の規定により収納した証券について支払の拒絶があったときは、即日、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第三十九条の規定による証明を受け、会計管理者又は出納員に対し当該証券を添えて支払を拒絶された旨を通知しなければならない。この場合において、当該証券が会計管理者又は出納員により払い込まれたものであるときは、会計管理者又は出納員は、当該証券に係る領収書を通知のあった指定金融機関等に返還しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、当該証券が納入義務者により納付されたものであるときは、指定金融機関等は、納入義務者から当該証券に係る領収書を返還させなければならない。

(納入通知を必要としない公金の収納及び不明金の取扱い)

第十五条 指定金融機関等は、令第五百五十四条第二項に規定する地方交付税その他の納入義務者への通知を必要としない公金を受け入れる場合において、あらかじめ会計管理者又は出納員から納入通知書等の交付を受けているときは当該納入通知書等によつてこれを収納し、納入通知書等の交付を受けていないときは直ちに会計管理者又は出納員に通知し、その取扱いの指示を受けなければならない。

- 2 前項後段の規定は、不明金について準用する。

(口座振替による収納)

第十六条 指定金融機関等は、納入義務者から預金口座振替依頼書により会計規則第十八条第一項の規定に基づく申出があったときは、記載事項を確認の上これを受理しなければならない。

- 2 指定金融機関等は、所属の長から納入通知書等に添えて口座振替納入通知書等送付書により会計規則第十八

条第一項の規定に基づき申出があつたときは、所属の長に口座振替納入通知書等領収書を送付しなければならない。ただし、契約等により別に定めのあるときはそれによる。

3 指定金融機関等は、前項の口座振替納入通知書等送付書により口座振替による収納の手續を行つたときは、会計管理者又は出納員に口座振替納付済通知書を送付しなければならない。ただし、契約等により別に定めのあるときはそれによる。

(返納金の取扱い)

第十七条 指定金融機関等は、返納義務者から会計規則第二十三条の規定に基づき返納金戻入通知書により返納金の納付を受けたときは、第十条の規定に準じて処理しなければならない。

(過年度の収入金の取扱い)

第十八条 指定金融機関等は、出納閉鎖期日後、納入義務者から過年度発行に係る納入通知書等により納付を受けたときは、現年度の歳計現金又は歳入歳出外現金として収納しなければならない。

(収納に係る更正)

第十九条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者又は出納員から会計規則第二十四条第五項又は第九十五条第三項の規定に基づき更正通知書により公金に係る収納更正の通知を受けたときは、その手續をとるとともに、更正済通知書を会計管理者又は出納員に送付しなければならない。

2 前項の規定は、会計規則第九十五条第一項に規定する歳入歳出外現金の区分の更正について準用する。

(源泉控除金の取扱い)

第二十条 指定金融機関は、所得税、市町村民税等の源泉控除金を収納するため、会計管理者又は出納員から会計規則第九十二条第六項の規定に基づき依頼があつたときは、会計管理者又は出納員に公金収納済通知書を送付しなければならない。

第三章 支払

(小切手払)

第二十一条 指定金融機関は、会計管理者等から会計規則第三十四条第一項の規定に基づき小切手振出済通知書の送付を受けたときは、同条第一項の規定に基づき小切手振出票と記載事項を照合の上これを受理するとともに、小切手振出票に受領印を押印し、会計管理者等に引き渡さなければならない。

2 指定金融機関は、会計管理者等が振り出した会計規則第三十四条第一項の規定に基づき小切手(以下「小切手」という。)の呈示を受けたときは、次に掲げる事項を確認し、債権者に対し小切手と引換えに現金を支払わなければならない。

- 一 合式であること。
- 二 小切手振出済通知書の金額と一致すること。
- 三 振出日付から一年を経過していないこと。

3 指定金融機関は、前項の確認の結果その支払ができないときは、呈示した者に対しその旨を告げ、小切手を返還しなければならない。

4 指定金融機関は、小切手の受取人又は振出人から失の届け又は通知がなされている小切手の呈示を受けたときは、当該小切手を振り出した会計管理者等にその取扱いについて協議しなければならない。

(小切手払支払未済金の繰越し)

第二十二条 指定金融機関は、会計管理者等の振り出した小切手で、振り出した会計年度の出納閉鎖期日までに支払を終わらない金額に相当する資金は、翌年度へ繰り越し支払未済繰越金として整理するとともに、会計管理者に報告しなければならない。

(小切手払支払未済繰越金の支払)

第二十三条 指定金融機関は、前条に規定する支払未済繰越金に係る小切手の呈示を受けたときは、当該支払未済繰越金から払い出さなければならない。

(小切手払支払未済繰越金の歳入への組入れ)

第二十四条 指定金融機関は、小切手の振出日から一年を経過し、なお支払が終わらない支払未済繰越金は、毎月これを当該小切手の振出日から一年を経過した日の属する年度の歳入に組み入れるとともに、会計管理者に報告しなければならない。

(公金支払依頼書の取扱い)

第二十五条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計規則第三十八条第二項、第三十九条第一項、第四十一条第二項及び第四十二条第四項の規定に基づき会計管理者等が振り出す公金支払依頼書に基づき公金の支払をしなければならない。

2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の公金支払依頼書の送付があつたときは、公金支払依頼書(控)に受領確認を行うとともに、公金支払依頼書領収書を会計管理者等に送付しなければならない。

3 前二項の規定は、次条、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十二条に適用する。

(現金払)

第二十六条 指定金融機関は、会計管理者等(東京事務所及び大阪事務所の出納員を除く。)から会計規則第三十八条第一項の規定に基づく現金支払通知書の送付を受けたときは、現金払の手続をするともに、債権者に対し支払票と引換えに現金を支払わなければならない。

(隔地払)

第二十七条 指定金融機関は、会計管理者等から会計規則第三十九条第一項の規定に基づく指定金融機関を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、その手続をするともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。

2 指定金融機関は、会計管理者から隔地払(指定金融機関以外)送金依頼書(入金票)により会計規則第三十九条第二項の規定に基づく指定金融機関以外を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、当該依頼書に基づく指定金融機関振出しの小切手を会計管理者に送付しなければならない。

(隔地払による支払未済金の歳入への組入れ)

第二十八条 指定金融機関は、前条の規定により交付を受けた資金のうちで、交付を受けた日から一年を経過し、なお支払が終わらない支払未済金があるときは、当該支払未済金の額に相当する額を第二十四条の規定に準じて歳入に組み入れるとともに、会計管理者に報告しなければならない。

(未払証明)

第二十九条 指定金融機関は、債権者から小切手又は送金通知書の亡失の届出を受けた場合において、現金支払の有無を調査し未払のときは、その支払を停止するとともに、未払の証明をしなければならない。

2 指定金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権判決の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。

3 指定金融機関は、債権者から会計規則第四十条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、第二十七条第一項の規定に準じて支払わなければならない。

(口座振替)

第三十条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は出納員から会計規則第四十一条第二項の規定に基づく口座振替の依頼を受けたときは、その手続を行い支払わなければならない。

2 前項の場合において、会計管理者等から口座緊急払集金依頼票に口座振替依頼書又は払込書を添え緊急な支払の依頼を受けたときは、直ちに支払わなければならない。

(払込書払)

第三十一条 前条第一項の場合において、所属の長から払込書払送金依頼書及び払込書払送金通知内訳表に払込書を添えて口座振替の依頼を受けたときは、払込書払送金通知内訳表に受領印を押印し、会計管理者又は出納員に送付しなければならない。

2 前項の払込書払送金依頼書の有効期間は、発行の日から一年間とする。

(払込書払による支払未済金の歳入への組入れ)

第三十二条 指定金融機関は、前条の規定により交付を受けた資金のうちで、交付を受けた日から一年を経過し、なお支払が終わらない支払未済金があるときは、当該支払未済金の額に相当する額を第二十四条の規定に準じて歳入に組み入れるとともに、会計管理者に報告しなければならない。

(公金振替)

第三十三条 指定金融機関は、会計管理者又は出納員から会計規則第四十二条第四項又は第九十六条の規定に基づく公金振替の依頼を受けたときは、公金収納済通知書を会計管理者又は出納員に送付し、公金振替の手続をしなければならない。

(繰替払)

第三十四条 指定金融機関は、納入義務者の納入すべき額から当該納入義務者が支払を受ける額を差し引いた額の公金を収納するときは、会計規則第五十三条の規定に基づき行わなければならない。

(支払に係る更正)

第三十五条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は出納員から会計規則第五十六条第二項又は第九十五条第三項の規定に基づく更正通知書により公金に係る支払更正の通知を受けたときは、第十九条の規定に準じて更正しなければならない。

第四章 公金の管理保管

(預金の区分)

第三十六条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、当座預金勘定を置かなければならない。

2 当座預金勘定は、支払準備金として現金の受払を整理する。

(当座預金勘定への受入れ)

第三十七条 業務取扱店における公金の収納に係る管理は、「三重県」名義の当座(別段)預金口座を設けて行わなければならない。

2 業務取扱店は、収納した公金を次に掲げるところにより処理しなければならない。ただし、マルチペイメントネットワーク及びコンビニ収納を利用した収納事務に係るものについては、別に定める。

1 取扱店(農業協同組合等の店舗を除く。)は、当日の収納分を取りまとめ、代表店に翌営業日までに払い込まなければならない。

1-1 農業協同組合等の店舗は、次のいずれかにより行う。

イ 農業協同組合の支店等である取扱店は、当日の収納分を取りまとめ、当該農業協同組合の本店(所)である取扱店に翌営業日までに払い込まなければならない。

ロ 農業協同組合の本店(所)である取扱店は、当該農業協同組合の支店等である取扱店から払込みを受けた収納分に当日自店で収納した収納分を合算し、翌営業日までに代表店に払い込まなければならない。

3 代表店(三重県信用農業協同組合連合会を除く。)は、第一号の規定により払込みを受けた収納分に当日自店で収納した収納分を合算し、指定金融機関の定めるところにより、翌営業日の正午までに取りまとめ店に払い込まなければならない。

4 三重県信用農業協同組合連合会は、第二号の規定により払込みを受けた収納分に当日自店で収納した収納分を合算し、指定金融機関の定めるところにより、翌営業日の正午までに取りまとめ店に払い込まなければならない。

5 取りまとめ店は、前二号の規定により払込みを受けた収納分を、翌営業日までに総括出納取扱店に払い込まなければならない。

6 出納取扱店及び主管出納取扱店は、当日の収納分を取りまとめ、翌営業日までに総括出納取扱店に払い込まなければならない。

7 総括出納取扱店は、前二号の規定により公金の払込みを受けたときは、即日前条第二項の当座預金勘定に払い込まなければならない。

(当座預金勘定からの支払)

第三十八条 指定金融機関及び指定代理金融機関は、この規則及び会計規則に基づく支払の手續があつたときは、第三十六条第二項に規定する当座預金勘定から支払つものとする。

(当座預金勘定からの預替え)

第三十九条 会計管理者は、公金について当座預金勘定から他の預金口座に預替えをしようとするときは、指定金融機関又は指定代理金融機関に預金預替(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その一)を、振替先金融機関に預金預替(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その二)を送付しなければならない。

2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、振替先金融機関から預金領収書(第二号様式)(その三)の提出を求め預金預替(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その一)と照合の上、当座預金勘定から振替先金融機関へ預替えの手續をしなければならない。

3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の手續をしたときは、会計管理者に対し預金預替済(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その四)を送付しなければならない。

(当座預金勘定への預替え)

第四十条 会計管理者は、公金について当座預金勘定に他の預金口座から預替えしようとするときは、指定金融機関又は指定代理金融機関に預金預替(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その二)を、振替元金融機関に預金預替(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その一)を送付しなければならない。

2 振替元金融機関は、前項の通知書の送付を受けたときは、指定金融機関又は指定代理金融機関から預金領収書(第二号様式)(その三)の提出を求め預金預替(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その一)と照合の上、指定金融機関又は指定代理金融機関へ預替えの手續をしなければならない。

3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、振替元金融機関から前項の預替えがあつたときは、当座預金勘定に戻し入れるとともに、会計管理者に対し預金預替済(預入・戻入)通知書(第二号様式)(その四)を送付しなければならない。

(振込依頼による公金の移動)

第四十一条 会計管理者は、前二条の規定に係るものを除く公金の移動については、振替元金融機関に対し当該金融機関が備える振込依頼書に「公金振替」と朱書きしたものを送付することにより行う。

(歳計剰余金の処分)

第四十二条 指定金融機関は、会計管理者から会計規則第六十条の規定に基づく歳計剰余金処分通知書の送付を受けたときは、当該歳計剰余金を翌年度の歳入又は基金に編入しなければならない。

第五章 帳簿及び事務報告

(指定金融機関等の帳簿)

第四十三条 指定金融機関等は、次に掲げる帳簿を備えるとともに、公金事務の取扱いに係る書類（以下「帳票」という。）を整え、公金の出納を明らかにしておかなければならない。ただし、指定代理金融機関にあつては第三号及び第四号、収納代理金融機関にあつては第二号、第三号及び第四号の帳簿は、この限りでない。

- 一 当座（別段）預金元帳（第三号様式）
- 二 収入支出金内訳表（第四号様式）
- 三 歳入歳出外現金内訳表（第五号様式）
- 四 支払未済繰越金内訳表（第六号様式）

2 前項各号に規定する様式について、電子計算機により当該様式の記載要件を具備した帳簿の作成が行われるときは、当該帳簿をもって、当該様式に代えることができる。

(帳票の纏さん)

第四十四条 指定金融機関等は、帳票について日ごと取扱つものは日の順序に、月ごと取扱つものは月の順序に、取扱い（月）順に積上げ、年度ごとに纏さんしなければならない。

(帳簿及び帳票の保存)

第四十五条 指定金融機関等は、前二条に規定する帳簿及び帳票については、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。ただし、当該指定金融機関等において定められた保存に係る取扱いの規定が別にあり、会計管理者が承認した場合は、それによることができる。

- 一 帳簿 処理年度経過後五年間
- 二 帳票 処理年度経過後二年間

(指定金融機関及び指定代理金融機関の諸表)

第四十六条 指定金融機関は、次の各号に掲げる諸表を作成して、その出納を証明し、当該各号に定める日までに会計管理者に提出しなければならない。

- 一 収入支出金報告日表（第七号様式） 翌営業日
- 二 預金受払報告日表（第八号様式） 翌営業日
- 三 収入支出金受払報告月表（第九号様式） 翌月第五営業日
- 四 収入金月計表（第十号様式） 翌月第五営業日
- 五 支出金月計表（第十一号様式） 翌月第五営業日
- 六 歳入歳出外現金月計表（第十二号様式） 翌月第五営業日
- 七 収支月計表累積報告表（第十三号様式） 翌月第十営業日
- 八 三重県税収納状況（第十四号様式） 翌月第十営業日
- 九 未払金歳入組内訳報告書（第十五号様式） 翌月第十営業日
- 十 当座貸越利息計算書（第十六号様式） 翌月第十営業日
- 十一 当座貸越積数計算表（第十七号様式） 翌月第十営業日

2 指定金融機関は、前項第四号、第五号及び第六号に規定する諸表については、翌月第五営業日までにその所管に係る出納員にも提出しなければならない。

3 指定代理金融機関は、次の各号に掲げる諸表を作成して、その出納を証明し、当該各号に定める日までに会計管理者及びその所管に係る出納員並びに指定金融機関に提出しなければならない。

- 一 収入金月計表（第十号様式） 翌月第五営業日
- 二 支出金月計表（第十一号様式） 翌月第五営業日

(業務取扱店定期報告)

第四十七条 指定金融機関等は、毎年四月一日現在の業務取扱店の状況を、指定金融機関にあつては知事に、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては指定金融機関を経由して知事に、同月末日までに指定金融機関等業務取扱店報告書（第十八号様式）により届け出なければならない。

第六章 雑則

(事務取扱いの例外)

第四十八条 指定金融機関等は、公金の事務を取り扱うに当たり、その一部の事務についてこの規則により難い特別な理由又は固有の事情があるときは、会計管理者の承認を得て、別の取扱いをすることができる。

(補則)

第四十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第七条、第十一条から第十六条まで、第十九条から第二十二條まで、第二十四条から第二十八條まで、第三十条から第三十二條まで、第三十五条、第三十九条から第四十二條まで、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第一号様式、第二号様式、第七号様式から第十八号様式までの規定中「会計管理者」とあるのは、「出納長」と読み替えるものとする。

第 1 号様式 (その 1) (第 5 条関係)

指定金融機関等業務取扱店申請・届出書 (新設)

年 月 日

三重県会計管理者 あて

(三重県指定金融機関
金融機関名)三重県指定金融機関
(三重県指定代理金融機関)
(三重県収納代理金融機関)
金融機関名 印

業務取扱店を新設するので、下記のとおり申請又は届出をします。

業務取扱店名称	
所在地	
電話番号	
金融機関コード	
新設日	
備考	

(規格 A4 縦)

第 1 号様式 (その 2) (第 5 条関係)

指定金融機関等業務取扱店申請・届出書 (廃止)

年 月 日

三重県会計管理者 あて

〔 三重県指定金融機関
金融機関名 〕

三重県指定金融機関
(三重県指定代理金融機関)
(三重県収納代理金融機関)
金融機関名 印

業務取扱店を廃止するので、下記のとおり申請又は届出をします。

業務取扱店名称	
所在地	
電話番号	
金融機関コード	
廃止日	
備考	

(規格 A4 縦)

第 1 号様式 (その 3) (第 5 条関係)

指定金融機関等業務取扱店申請・届出書 (名称変更・所在地変更)

年 月 日

三重県会計管理者 あて

三重県指定金融機関 金融機関名

三重県指定金融機関
(三重県指定代理金融機関)
(三重県収納代理金融機関)
金融機関名 印

業務取扱店の (名称変更・所在地変更) をするので、下記のとおり申請又は届出を
します。

	新	旧
業務取扱店名称		
所 在 地		
電 話 番 号		
金融機関コード		
変 更 日		
備 考		

備考 (名称変更・所在地変更) には、名称変更又は所在地変更の別を選択し、記入
すること。

(規格 A4 縦)

第 2 号様式 (第39条、第40条関係)
(会計管理者控)

預金預替 (預入・戻入) 通知書 (控)

金 額				円
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定	
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定	
預替日付	年	月	日	

(規格 A6 横)

(その 1)

出納局→振替元金融機関

預金預替 (預入・戻入) 通知書

金 額				円
振替元勘定	銀行	支店	預金勘定	
振替先勘定	銀行	支店	預金勘定	
預替日付	年	月	日	

上記のとおり預替してください。

年 月 日

三重県会計管理者

印

振替元金融機関名 様

(規格 A6 横)

(その 2)

出納局→振替先金融機関

預金預替 (預入・戻入) 通知書

金 額				円
振 替 元 勘 定	銀行	支店	預金勘定	
振 替 先 勘 定	銀行	支店	預金勘定	
預 替 日 付	年	月	日	

上記のとおり預替してください。

年 月 日

三重県会計管理者

印

振替先金融機関名 様

(規格 A6 横)

(その 3)

出納局→振替先金融機関→振替元金融機関

預 金 領 収 書

金 額				円
-----	--	--	--	---

上記の金額を領収しました。

年 月 日

振替先金融機関名

印

振替元金融機関名 様

(規格 A6 横)

(その 4)

出納局→指定金融機関→出納局

預金預替済（預入・戻入）通知書

金 額				円
振 替 元 勘 定	銀行	支店	預金勘定	
振 替 先 勘 定	銀行	支店	預金勘定	
預 替 日 付	年	月	日	

上記のとおり預替しました。

年 月 日

三重県指定金融機関

金融機関名 印

三重県会計管理者

あて

(規格 A6 横)

第 3 号様式 (第 43 条関係)

当座 (別段) 預金元帳

単位 : 円

借 方	貸 方	摘 要	日 付	残 高

(規格 A4 縦)

第 4 号様式 (その 1) (第 43 条様式)

収入支出金内訳表

年 月 日
年度

単位：円

機 関 名	会 計 名	入						
		前月までの 累 計	本 日 収 入 額	本 月 収 入 額	中 日 歳入戻出額	本 日 歳入戻出額	中 月 歳入戻出額	本日までの 累 計

(規格 A3 横)

第 4 号様式 (その 2) (第 43 条様式)

収入支出金内訳表

年度
年 月 日

単位：円

機関名	会計名	支 出							小 切 手 支 払 未 済 現 在 額
		前月までの 支払通知書 受 領 額	本 日 支払通知書 受 領 額	中 月 支払通知書 受 領 額	本 日 歳出入入額	中 月 歳出入入額	本 日 支払通知書 受 領 額	本 日 支 払 額	

(規格 A 3 横)

第 5 号様式 (第 43 条関係)

歳入歳出外現金内訳表

年度
年 月 日

単位：円

機 関 名	前 残	月 末 高	本 受	日 額	月 受	中 入 額	本 払	日 額	月 払	中 出 額	本 残	日 高

(規格 A3 横)

第 6 号様式 (第 43 条関係)

支払未済繰越金内訳表

年度 年 月 日

単位：円

機 関 名	本 繰 越 日 額	繰 越 総 額	本 支 払 日 額	月 支 払 中 額	本 支 累 計 日 末 払 未 済 支 現	の 額 計	の 額 計

(規格 A3 横)

第 8 号様式 (第 46 条関係)

預金受払報告日表

三重県会計管理者 あて

年 月 日
三重県指定金融機関
金融機関名 印

単位：円

前 日 残 高	
受 入 額	
払 出 額	
本 日 残 高	
当 座 貸 越 高	

備考 複写式とし、3 枚を 1 組とすること。

(規格 A 6 縦)

第10号様式 (第46条関係)

年度 年 月分収入金月計表

三重県会計管理者 (出納員) あて

年 月 日

三重県指定金融機関

(三重県指定代理金融機関)

金融機関名 印

()

単位 : 円

前月までの累計	本 月 収 入 額	本月歳入戻出額	本月までの累計

- 備考 1 特別会計に属する各会計は、各別紙に調製すること。
2 複写式とし、4枚を1組とすること。
3 () 内には、会計名を記入すること。

(規格 A5横)

第11号様式 (第46条関係)

年度 年 月分支出金月計表

三重県会計管理者 (出納員) あて

年 月 日

三重県指定金融機関

(三重県指定代理金融機関)

金融機関名 印

()

単位 : 円

前月までの 支払通知書 受領額	本 月 支払通知書 受領額	本 月 歳出戻入額	本月までの 支払通知書 受領額	支 払 未 済 月末現在額

備考 1 特別会計に属する各会計は、各別紙に調製すること。

2 複写式とし、4枚を1組とすること。

3 () 内には、会計名を記入すること。

(規格A5横)

第12号様式 (第46条関係)

年 月分歳入歳出外現金月計表

三重県会計管理者 (出納員) あて

年 月 日

三重県指定金融機関

金融機関名 印

単位 : 円

前 月 残 高	本 月 受 入 額	本 月 払 出 額	本 月 残 高

備考 複写式とし、4枚を1組とすること。

(規格A5横)

第13号様式 (第46条関係)

年度 年 月分収支月計表累計報告表

三重県会計管理者 あて

年 月 日

三重県指定金融機関

金融機関名 印

単位：円

摘 要	金 額
(収入金)	
収 入 金 日 報 累 計	
歳 入 戻 出	
翌 月 分 へ 計 上 し た 収 入	
翌 月 分 へ 計 上 し た 歳 入 戻 出	
差 引 累 計	
(支出金)	
支 出 金 日 報 累 計	
歳 出 戻 入	
翌 月 分 へ 計 上 し た 支 出	
翌 月 分 へ 計 上 し た 歳 出 戻 入	
差 引 累 計	

備考 複写式とすること。

(規格 A5 縦)

第16号様式 (第46条関係)

当座貸越利息計算書

三重県会計管理者 あて

三重県指定金融機関

金融機関名 〇

期間 自 年 月 日
至 年 月 日

月	利率	年 %	年 %
		積 数	積 数
計			

利息額 年 % のもの (金 額)
年 % のもの (金 額)
合 計 (金 額)

(規格 A4 縦)

第17号様式 (第46条関係)

年 月 分三重県当座貸越積数計算表

三重県会計管理者 あて

年 月 日

三重県指定金融機関

金融機関名 印

日付	入金	出金	当座貸越残高	利率別残高内訳			
				%	%	%	%
1							
2							
3							
4							
5							

28							
29							
30							
31							
合計							

(規格 A 3 横)

告 示

三重県告示第200号

三重県生産動態統計調査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県生産動態統計調査実施要綱の一部を改正する告示

三重県生産動態統計調査実施要綱（昭和27年三重県告示第630号）の一部を次のように改正する。

第3号の項第1号中「㊦㊧」を「㊨」に改め、同号イ中「㊩㊪㊫㊬」を「㊩㊪㊫」に、「㊦㊧」を「㊨」に、「㊭㊮」を「㊯」に改め、同項第2号中「㊱㊲」を「㊱」に、「㊦㊧」を「㊨」に改め、同項第3号中「㊦㊧」を「㊨」に、「㊳㊴㊵」を「㊳㊴」に改める。

第4号の項第1号中「㊦㊧」を「㊨」に改め、同項第3号中「㊶㊷㊸㊹㊺」を「㊶㊷㊸㊹」に改める。

第5号の項第2号中「㊦㊧」を「㊨」に、「㊳㊴㊵」を「㊳㊴」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

三重県告示第201号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

番号	区 分	興 行 名	配 給 会 社 名 等	指 定 年 月 日	指 定 理 由
25	映画	女医の裏顔 覗かれた秘め事	オ ー ビ ー 映 画	平成19年 3月27日	著しく性的感情を刺激するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
26	映画	ゼロウーマンR ～警視庁0課の女 欲望の代償～	新 東 宝 映 画		
27	映画	続・昭和エロ浪漫 一夜のよめめき	オ ー ビ ー 映 画		
28	映画	老人と美人ヘルパー 助平な介護	新 日 本 映 像		
29	映画	女引越し屋 汗ばむ谷間	オ ー ビ ー 映 画		
30	映画	新日本ニュース 老人と美人ヘルパー 助平な介護	新 日 本 映 像		
31	映画	理容店の女房 夜這い寝間	新 日 本 映 像		
32	映画	奴隷	新 東 宝 映 画		
33	映画	未亡人温泉 女湯でうなぎ昇り	オ ー ビ ー 映 画		
34	映画	社長秘書 巨乳セクハラ狩り	オ ー ビ ー 映 画		
35	映画	近所の人妻 熟れた白昼不倫	オ ー ビ ー 映 画		
36	映画	新日本ニュース 理容店の女房 夜這い寝間	新 日 本 映 像		

三重県告示第202号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定しました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団 山本医院	伊勢市二見町溝口401 - 1	平成19年2月16日
きひら内科 消化器科	員弁郡東員町山田西畑1761	平成19年3月1日

チェリー調剤薬局東員店	員弁郡東員町山田西畑1761 - 2	平成19年3月1日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町1605	平成19年3月1日
ナカニシ薬局	熊野市井戸町738 - 2	平成19年3月6日
きのくに薬局	熊野市久生屋町882 - 12	平成19年3月6日
株式会社スギ薬局桑名中央店	桑名市矢田礮201番地7	平成19年3月12日

三重県告示第203号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野呂昭彦

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
山本医院	伊勢市二見町溝口401 - 1	平成18年12月31日
中村内科胃腸科	名張市桔梗が丘5番町2街区5番地	平成19年2月16日
ナカニシ薬局	熊野市井戸町738 - 2	平成19年2月28日
きのくに薬局	熊野市久生屋町882 - 12	平成19年2月28日

三重県告示第204号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第83条第2項の規定により、第81条第1項の規定により廃物として認定することが困難で、所有者等が判明しない放置自動車を次のとおり告示します。

平成19年3月27日

三重県知事 野呂昭彦

警告書をはり付けた日	放置されている場所	車名	塗色	自動車登録番号	告示後の取扱い	放置自動車の引取りの方法
平成18年9月8日	伊賀市野村地内（国道25号）	ダイハツハイジェット	白	自動車登録番号標滅失	6月を経過した日以後において処分する。	環境森林部ごみゼロ推進室に連絡すること。

三重県告示第205号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、特定鳥獣の捕獲等の禁止及び捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除します。

平成19年3月27日

三重県知事 野呂昭彦

1 特定鳥獣の捕獲等の禁止の解除

- (1) 特定鳥獣の種類
ニホンジカの雌
- (2) 解除する区域
県内一円の区域

2 特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除

- (1) 特定鳥獣の種類
ニホンジカ
- (2) 解除する区域
1の(2)に同じ
- (3) 解除後の捕獲等の数の1日当たりの上限
1人につき3頭（うち雄の上限は1頭）

3 解除する期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

三重県告示第206号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり^{しゅん}竣功認可をしました。

なお、関係書類は、三重県農水産商工部水産基盤室及び志摩市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 ^{しゅん}竣功認可年月日及び番号

平成19年3月27日

三重県指令農商第14 - 365号

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

^{しゅん}竣功認可を受けた者

志摩市

志摩市阿児町鷺方3098番地の9

代表者

志摩市長 竹内 千尋

志摩市阿児町神明88番地

3 埋立ての位置及び区域

(1) 位置

志摩市志摩町越賀字城山 $\left(\begin{smallmatrix} 602 \\ 603 \end{smallmatrix}\right)$ 、 $\left(\begin{smallmatrix} 604 \\ 605 \end{smallmatrix}\right)$ 及び606の1並びに字社田方597に面する浜洲前面の公有水面並びに字社田方573、576の1から576の4まで、577の1、577の2、594の5及び596地先の道路敷に面する浜洲前面の公有水面埋立地

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び[㉠]の地点と[㉡]の地点を結ぶ満潮位（D L + 2.039m）における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

[㉠]の地点 志摩市志摩町越賀字城山606 - 1地先の護岸上に建てられた漁港区域を示す標注（北緯34度15分07.1秒 東経136度47分44.5秒）から33度10分203.00mの地点

[㉡]の地点 [㉠]の地点から155度00分 26.70mの地点

[㉢]の地点 [㉡]の地点から185度00分 108.30mの地点

[㉣]の地点 [㉢]の地点から275度00分 97.60mの地点

4 埋立ての免許年月日及び番号

平成10年10月27日 三重県指令漁振第2 - 1号

5 面積

9,450.27㎡

6 埋立地の用途

護岸敷、物揚場敷、道路敷、野積場用地及び漁具保管修理施設用地

三重県告示第207号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地

エイデン伊勢店

伊勢市上地町字卯起2680 - 1外1筆

三重県告示第208号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により桑名市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャズドリーム長島
桑名市長島町浦安368番地外

三重県告示第209号

海岸保全区域指定(昭和56年三重県告示第521号の2)の一部を次のように改正します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

13の表13-2項中

基標(下御糸漁港下御糸地区区域界)から基標(下御糸漁港新下御糸地区区域界)に至る間の干潮時水際線から海に向かって50メートル離れた線と海岸保全施設裏法先線から陸地に向かって10メートル離れた線とによって囲まれた区域

を

基標(下御糸漁港区区域界)から基標(下御糸漁港新下御糸地区区域界)に至る間の干潮時水際線から海に向かって50メートル離れた線と海岸保全施設裏法先線から陸地に向かって10メートル離れた補助点1(北緯34度35分54秒0 東経136度37分11秒5)から補助点2(北緯34度35分52秒5 東経136度37分21秒4)までの区間については、海岸保全施設裏法先線から10メートル離れた線で結んだ線と、補助点2、補助点3(北緯34度35分50秒5 東経136度37分27秒6)、補助点4(北緯34度35分50秒1 東経136度37分28秒2)、補助点5(北緯34度35分48秒6 東経136度37分32秒9)を順次直線で結んだ線と、補助点5から補助点13(北緯34度35分45秒4 東経136度37分34秒6)までの区間については、海岸保全施設裏法先線から10メートル離れた線で結んだ線とによって囲まれた区域

に改める。

三重県告示第210号

三重県が管理する港湾施設の概要(平成13年三重県告示第422号)の一部を次のように改正します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

尾鷲港(2)外郭施設の表防波堤の項中

「

中川防波堤	50	B-1-10
-------	----	--------

」を

「

中川防波堤	21	B-1-10
-------	----	--------

」に改める。

三重県告示第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画下水道事業
流域関連津市公共下水道(雲出川左岸処理区)
中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区) 関連久居市公共下水道
流域関連香良洲町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年3月26日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年三重県告示第201号、昭和54年三重県告示第155号、昭和58年三重県告示第107号、昭和58年三重県告示第525号、昭和61年三重県告示第283号、昭和62年三重県告示第609号、昭和63年三重県告示第142号、昭和63年三重県告示第173号、昭和63年三重県告示第400号、平成2年三重県告示第323号、平成2年三重県告示第472号、平成4年三重県告示第584号、平成5年三重県告示第504号、平成7年三重県告示第43号、平成7年三重県告示第405号、平成8年三重県告示第378号、平成10年三重県告示第175号、平成11年三重県告示第118号、平成11年三重県告示第146号、平成11年三重県告示第453号、平成13年三重県告示第48号、平成13年三重県告示第127号、平成13年三重県告示第424号、平成16年三重県告示第8号、平成16年三重県告示第209号、平成16年三重県告示第1012号、平成17年三重県告示第47号及び平成17年三重県告示第297号の事業地のうち久居新町及び久居新町字丸田地内において事業地を変更する。

三重県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月27日

三重県知事 野呂昭彦

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

流域関連河芸町公共下水道

3 事業施行期間

平成10年3月17日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成10年三重県告示第98号、平成10年三重県告示第139号、平成13年三重県告示第317号、平成13年三重県告示第461号、平成15年三重県告示第612号、平成16年三重県告示第256号、平成16年三重県告示第257号、平成17年三重県告示第564号及び平成17年三重県告示第746号の事業地に白塚町字石神を加え、白塚町字九門久、字鎌田及び字北出山内において事業地を変更する。

三重県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月27日

三重県知事 野呂昭彦

1 施行者の名称

伊勢市

2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

小俣町公共下水道（小俣処理区）

3 事業施行期間

平成4年9月18日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年三重県告示第485号、平成8年三重県告示第295号、平成11年三重県告示第119号、平成11年三重

県告示第590号、平成14年三重県告示第96号、平成16年三重県告示第87号及び平成16年三重県告示第560号の事業地に小俣町相合から小俣町湯田までの区間内を加える。

三重県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 施行者の名称
伊勢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊勢都市計画下水道事業
小俣町公共下水道（宮川処理区）
- 3 事業施行期間
平成17年7月22日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成17年三重県告示第609号の事業地に小俣町相合、小俣町元町を加える。

三重県告示第215号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	販売人の名称		変更年月日
	旧	新	
株式会社尾鷲自動車学校	株式会社尾鷲自動車学校	株式会社イーすとカンパニー	平成19年4月1日

三重県告示第216号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売所の名称	所 在 地		変更年月日
	旧	新	
多気郡農業協同組合佐奈支店	多気郡多気町仁田271-1	多気郡多気町四神田340-2	平成19年4月2日

三重県告示第217号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売所の名称	所 在 地		変更年月日
	旧	新	
株式会社百五銀行桑名支店	桑名市寿町2丁目31-12	桑名市中央町3丁目36	平成19年3月19日

三重県告示第218号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した次の証紙の販売人から、次の証紙の販売所を廃止した旨の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	廃止した証紙の販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
桑名農業協同組合	桑名農業協同組合日進支店	桑名市相川町21	平成19年3月24日

三重県告示第219号

三重県指定代理金融機関及び事務の範囲の指定（平成4年三重県告示第449号）の一部を次のように改正し、平成19年4月2日から施行します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

2を次のように改める。

2 事務の範囲

指定金融機関の取り扱う収納の事務及び三重県農業改良資金貸付規則（平成14年三重県規則第50号の2）に規定する農業改良資金に係る支払の事務とする。

三重県告示第220号

三重県収納代理金融機関（平成4年三重県告示第450号）の一部を次のように改正し、平成19年4月2日から施行します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表第1号の項中「(株)三菱東京UFJ銀行 三重県内所在の店舗 ただし、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務については、この限りでない。」を「(株)三菱東京UFJ銀行 国内所在の店舗」に、「(株)みずほ銀行 " "」を「(株)みずほ銀行 " "」に、「(株)りそな銀行 " "」を「(株)りそな銀行 " "」に、「(株)中京銀行 " "」を「(株)中京銀行 三重県内所在の店舗 ただし、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務については、この限りでない。」に改め、表第2号の項を次のように改める。

2 事務の範囲

指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、日本郵政公社については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限る。

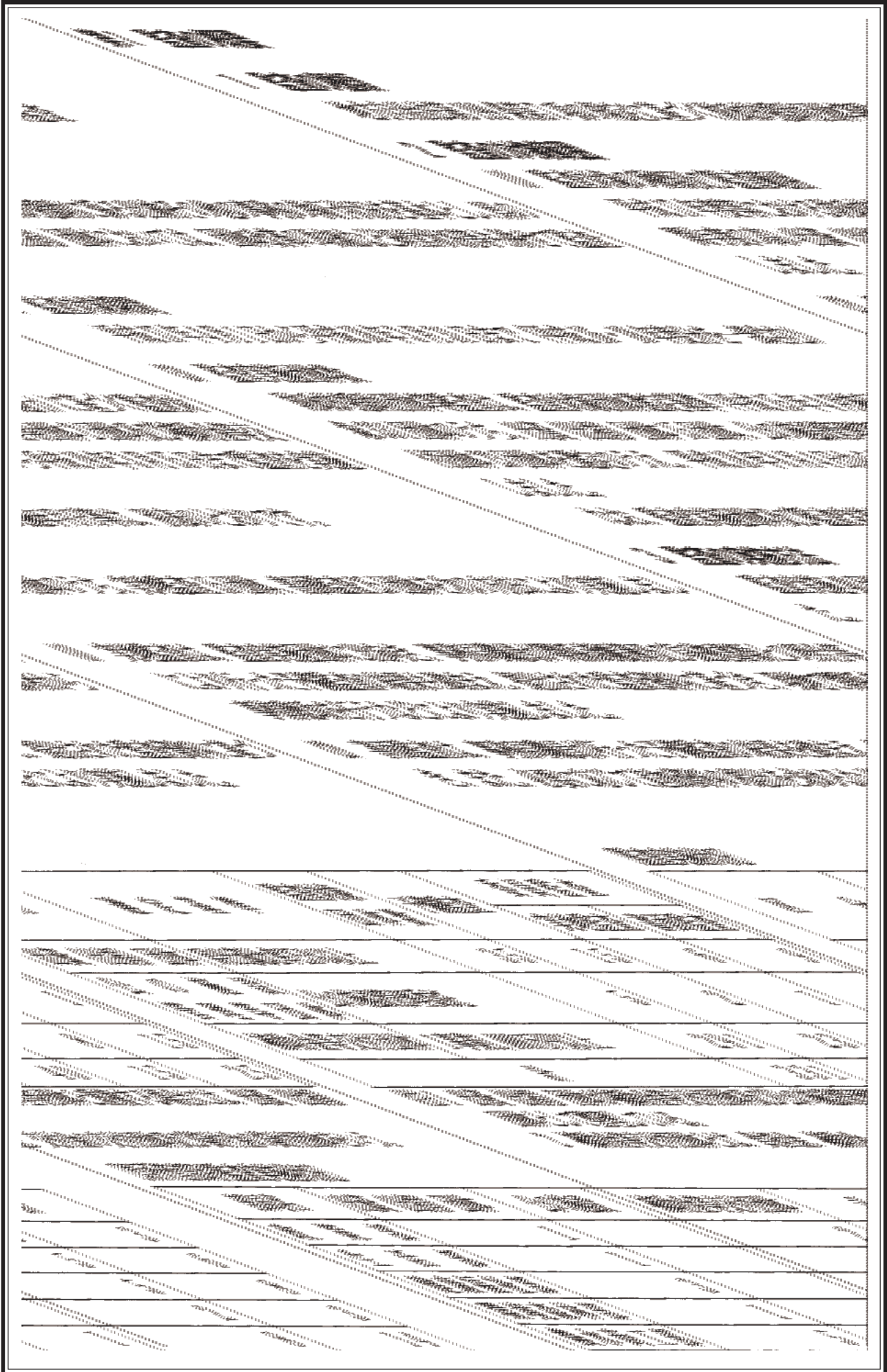
監査委員公表

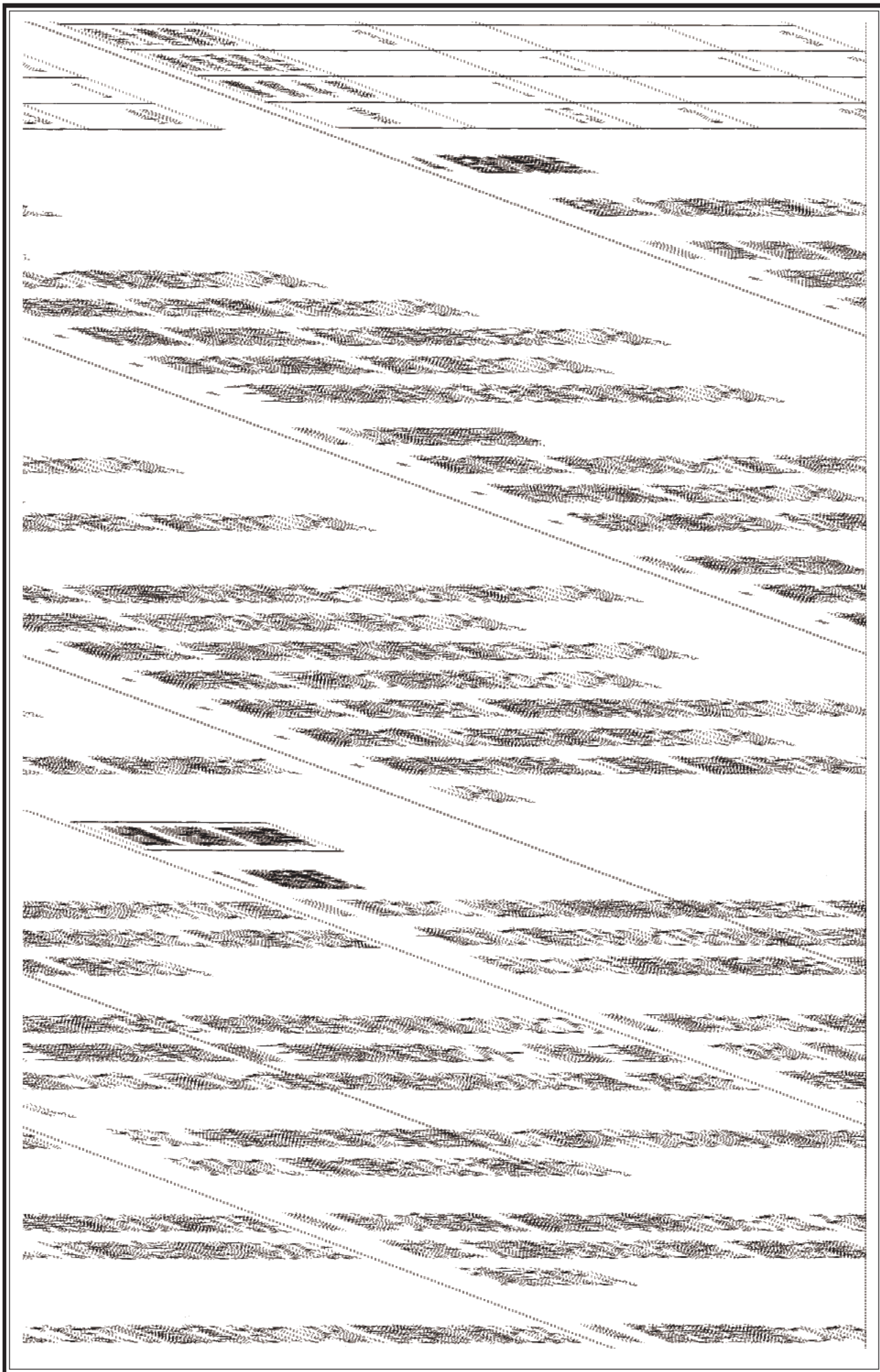
監査委員公表第2号

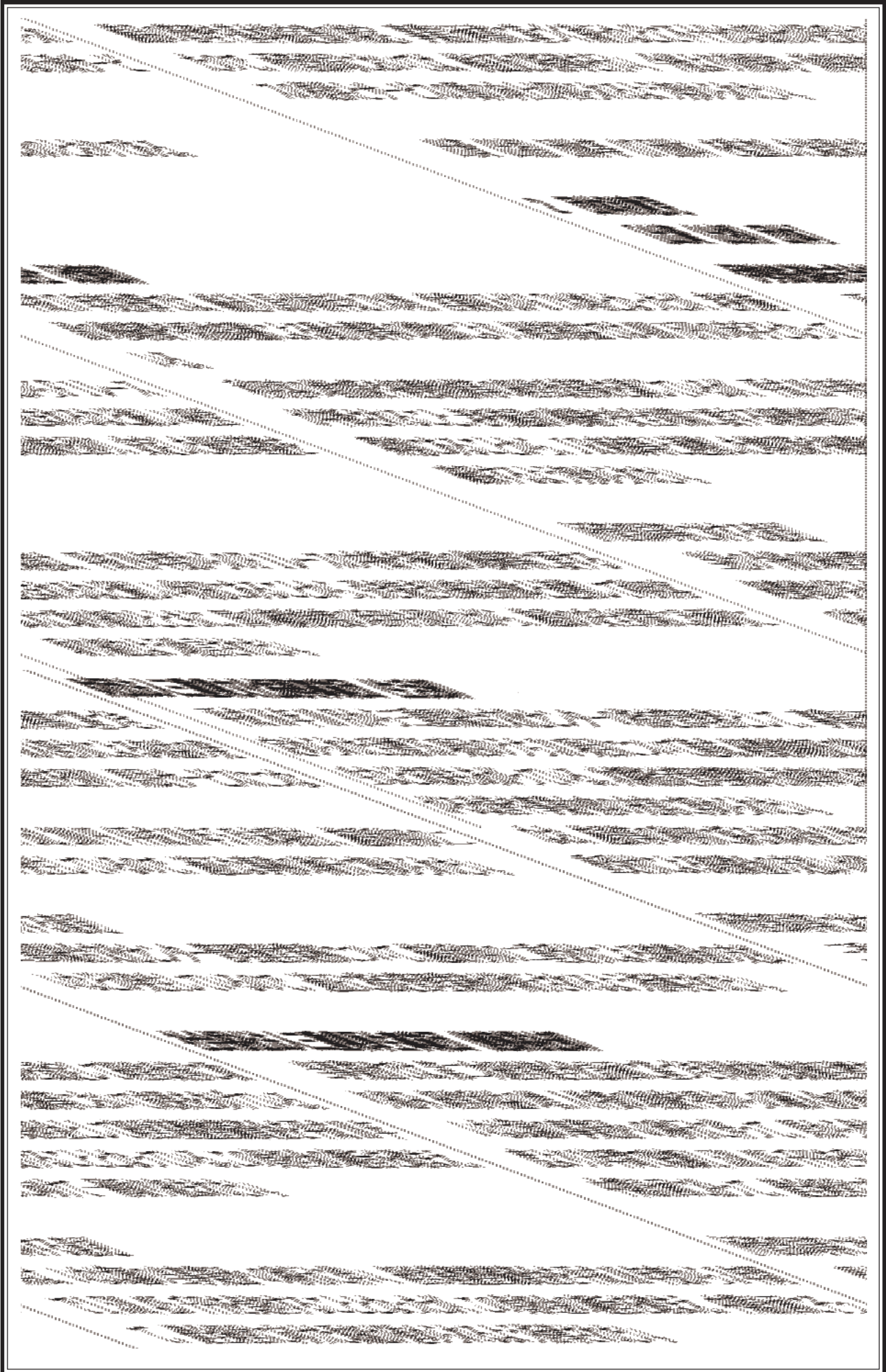
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成18年8月4日から平成19年3月15日までに実施しました監査について、平成19年3月23日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

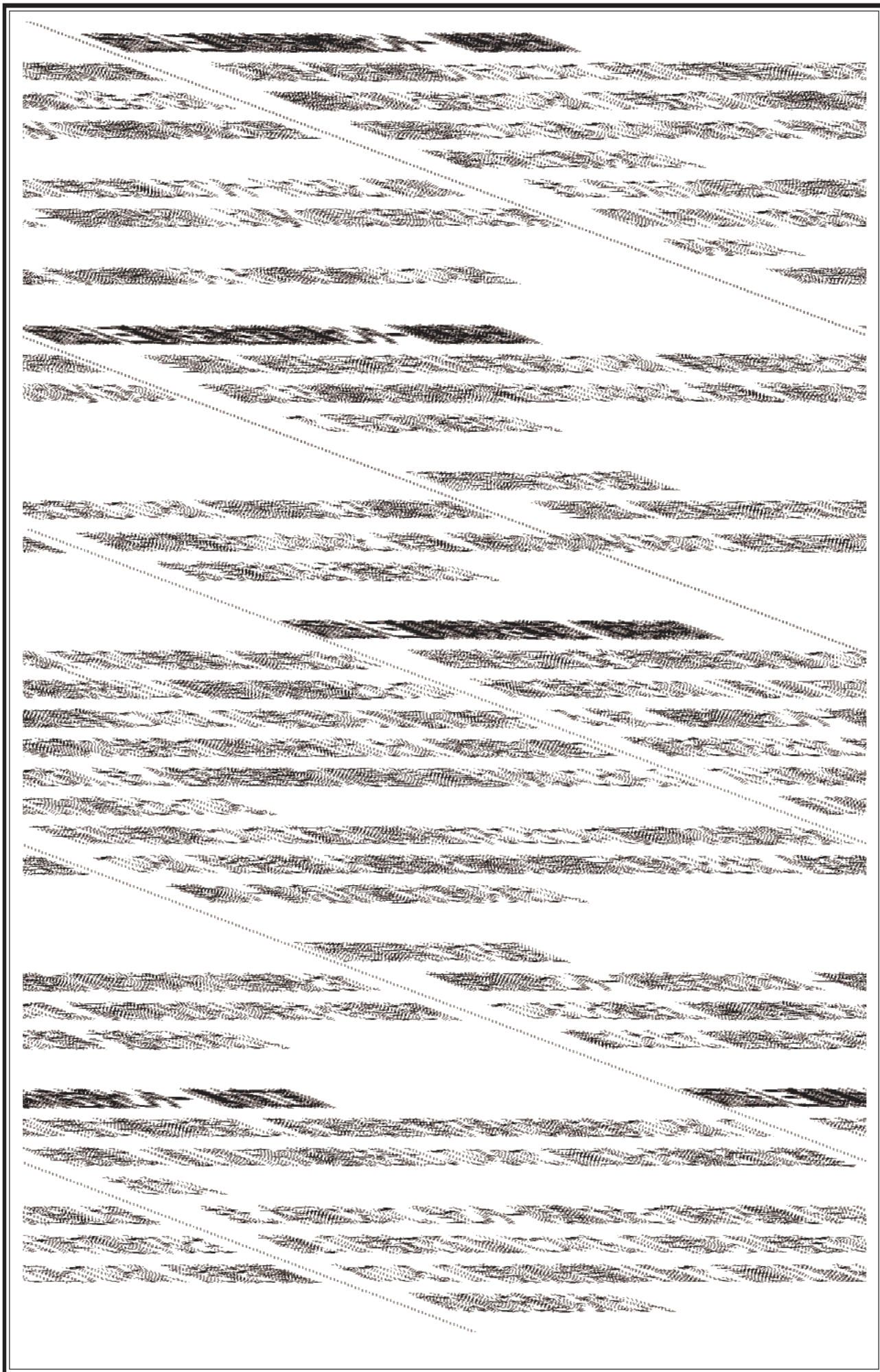
平成19年3月27日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	福	山		瞳
三重県監査委員	岡	部	栄	樹
三重県監査委員	秋	月		功









【農林水産部】

平成18年度に効果的な事業運営を図るため中長期計画(平成18年～19年)を策定し、事業を進めているものの、多様な担い手育成など進捗が十分でないものがあるため、生産者家との連携を強化するなど、早期実現に向けて取り組む。

【所管部局等に対する通知】

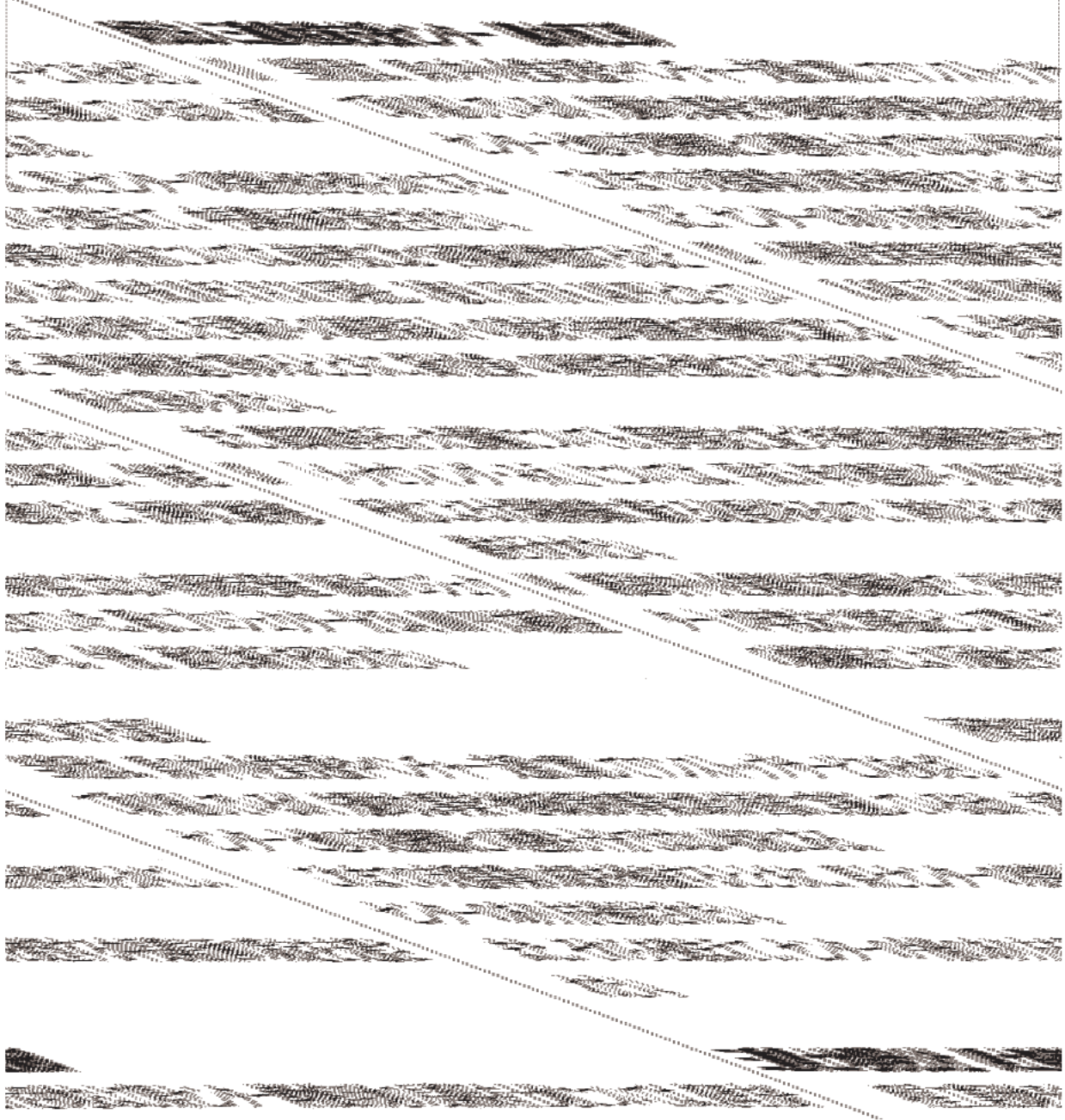
平成18年度に中長期計画(平成18年～19年)を策定し、事業を進めているものの、多様な担い手育成など進捗が十分でないものがあるため、早期に実現されるよう指導、支援される。

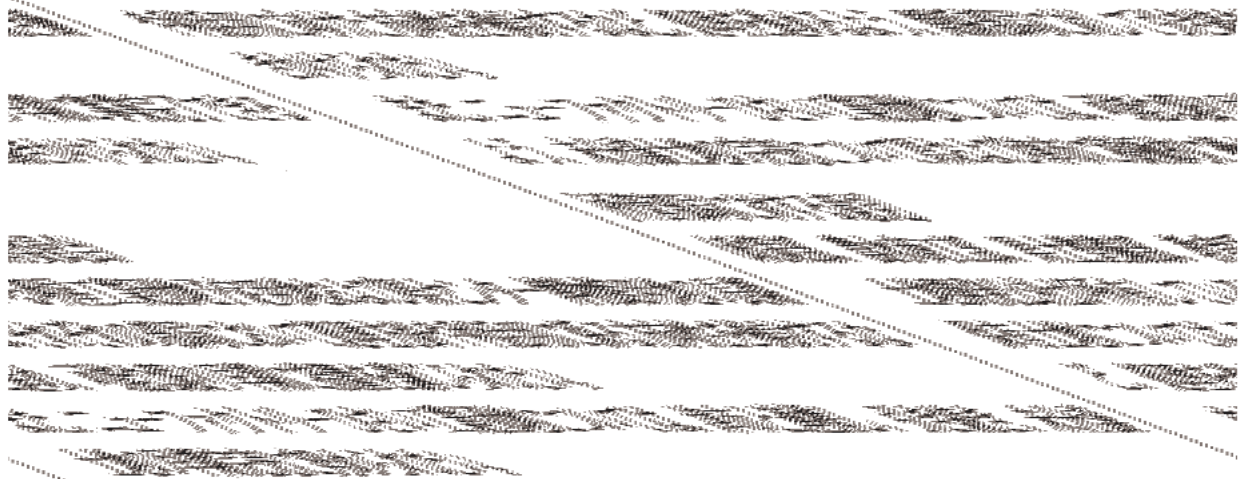
【農林水産部】

関係部局に通知された。

【農林水産部】

関係部局に通知された。





【取得済土地】		(単位：㎡)
所在地	所有部局	面積
明和工業団地指定用地	政 策 部	172,411.57
県センター博物館用地	教育委員会	27,459.49
計		200,871.06

三 重 県 道 路 (県土整備)

志摩県道有期道路(パーカロード)の無料開放にあたっては、山梨分について約1億5,500万円、芝分について約1億5,700万円を県が負担して維持管理費を捻出したところである。

伊勢二見県道有期道路については、料金を徴収期間の料金収入で建設費や維持管理費を回収したうえで無料開放することができるよう努められた。また、維持管理については、伊勢建設事務所への業務委託の可能性など、業務の効率化、維持管理費の削減について検討するとともに、県民の協賛に努められた。

【所有部局に対する意向】

同公社の管理する伊勢二見県道有期道路については、有料道路事業として、料金徴収期間の料金収入で建設費や維持管理費を回収したうえで無料開放することができるように、維持管理費の削減等、同公社の経営努力を促された。

三 重 県 道 路 下 水 道 施 設 (県土整備)

概ね適正に処理された。

三 重 県 道 路 日 立 県 道 路 (県土整備)

概ね適正に処理された。

【その他重要事項】

三 重 県 道 路 下 水 道 施 設 (三 重 県 道 路 下 水 道 施 設 課)

概ね適正に処理された。

【所有部局に対する意向】

(1) 指定管理料による管理業務の対象となる備品(県有備品)については、品名や数量等を記載した一覧表が作成されているものの、その存在など把握情報が十分になされていないので、早急に調査、確認を行われた。

また、当社は、(2) 三重センター建設事務所から直接に引継ぎを受けた施設管理用の備

品を多量管理し、県備品と同様に利用料金を徴収しているため、合わせて是正の措置を講じられた。

- (2) 基本協定書第21条第4項の「指定管理者の費用で調達する備品」の規定及び同協定別記1「基本協定書補定事項二について」のリスク分担の規定については、規定に不合理な部分があるので、両規定の見直しを検討された。
- (3) 指定管理者の自主事業の事業費が大きく増加しているが、基本協定書第27条第3項に規定する年度の業務計画書の変更承認はなされておらず、規定に基づく手続が必要な場合の基準等を明らかにしておかれた。

県民生活課長 日野 啓三(少年センター課長)

- (1) 平成17年度の施設利用者数は、76,389人で前年度と比較すると65人増加し、使用料収入も35,722,689円と前年度より2,527,128円増加しているが、18年1月末時点での利用者数は61,365人、使用料収入は30,251,580円と18年度目標値6,500人、24,267,000円の達成が難しい状況である。引き続き、施設利用者及び主催事業等について県内外の若少年育成関係団体等に広報するとともに、関係団体の児童等利用者の拡大を図られた。
- (2) 平成17年度の整備業務委託契約等の再委託については、県の承認を借なして第三者に委託していたが、18年度については直営に処理された。今後再委託等の再委託については、適正な事務処理に努められた。
- (3) スポーツ団体等若少年育成補助金の実施報告書で補助対象団体とした人件費等の事業費が明確に確認できるように、実施報告書様式に基づいた書類を添付し補助内容を詳細に報告された。

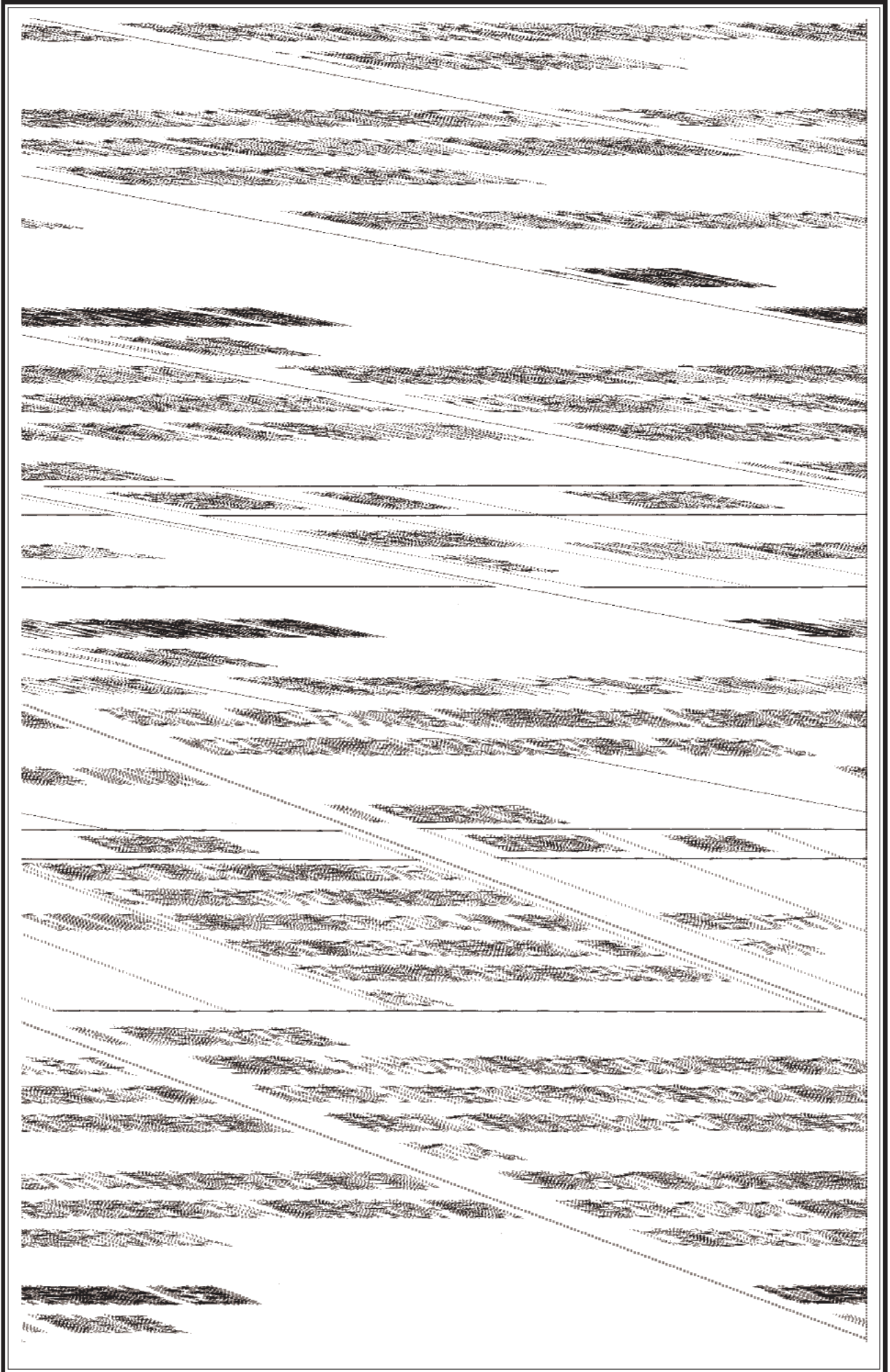
所管部局等に対する意見

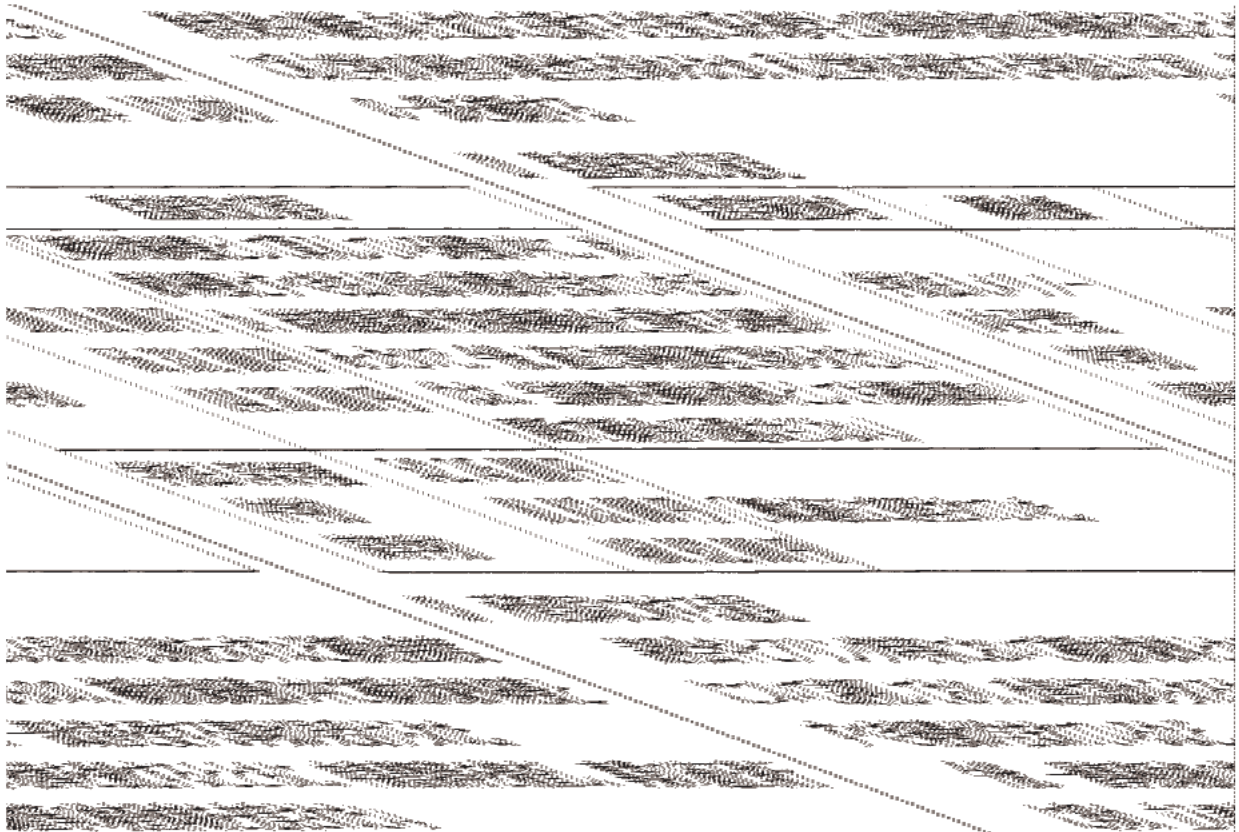
スポーツ団体等若少年育成補助金は、アマチュアスポーツの健全な普及啓発と青少年の健全な育成を図るための事業補助であるが、当該補助金要綱・所要額に補助対象経費の内訳が明示されていないので見直しをするとともに、実施報告書様式に基づいた書類を提出するよう指導された。

関係課長 日野 啓三

1 審査意見

- (1) 所管部局においては、補助金の適正な執行に努めるとともに、常に補助事業者等の経理状況等を把握し、補助金等の使途が適切かどうかについて有効性、効率性等の観点から検証するとともに、支所要額等の見直しが必要なものについては早急に改善された。
- (2) 補助金等交付団体が補助事業実施のために締結する契約方法について、補助金等が適正な財源でまかなわれていることから、県が当事者となる契約と同様に、効率的かつ競争性、透明性を確保された。
- (3) 補助金等交付団体において、事業の実施状況を把握するための関係書類の不備や手続等によって不適切な処理が見受けられた。また、私立高等学校等施設利用補助金等において、改善は認められるものの、補助対象経費の中に補助対象外経費とすべき経費が含まれているなど、改善、撤回を要する事項が見受けられたので、事務取扱いの指導、申請書類等の精査、立ち入り調査等検査・確認を徹底された。
- (4) 計画目標に対し実績が減少した場合でも補助金交付額を減額することとなっていないものや県選考委員会と補助金の合計が事業実施に要する経費を上回っている法人がある。事業





私立高等学校等設置認可申請書(仮称) (仮称)

(1) 補助金の概要

在学中に生活した費用を軽減させ、同僚他との進取に対応するため、外国人語学指導助手を雇用する際に要する経費の一部を補助する。 (補助率 1/2)

(2) 監査結果及びの意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及びの意見
学校法人学校学園	1,257,000円	○審査適正と判断された。

(3) 所管部局に対する意見

外国人語学指導助手の雇用について、審判所審判により補助対象経費を算定することを認めているため、行事などで勤務時間数が前年よりも大きく減少した場合でも、補助金交付権は継続することになっていないので、勤務実績に応じた補助となるよう検討された。

私立高等学校等設置認可申請書(仮称) (仮称) (仮称)

(1) 補助金の概要

教育内容や指導方法の工夫改善、県民生徒一人一人等への精神的な受け入れなど、社会の変化に対応した教育改善の一環の推進を図るために要する経費の一部を補助する。 (補助率 定額)

(2) 監査結果及びの意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及びの意見
学校法人学校学園	1,900,000円	○審査適正と判断された。

⑧ 所管部署に対する意見

外国人留学生等職員の雇用について、要綱目標により補助対象経費を算定することを認めていたため、行事などで勤務時間数が計画より大きく減少した場合でも、補助金交付額に減額することになっていないので、勤務実績に応じた補助となるよう審議された。

私立高等学校等の設置(国公立高等学校) (三三三)

① 補助金の概要

教育内容や指導方法の工夫改善、帰国生徒・転入学生等の積極的な受け入れなど、社会の変化に対応した教育改革の一層の推進を図るために要する経費の一部を補助する。

(補助率 定額)

② 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
学校法人東栄学園	1,900,000円	○概ね適正に処理された。

⑧ 所管部署に対する意見

教育補助金職員の雇用について、要綱目標により補助対象経費を算定することを認めていたため、行事などで勤務時間数が計画より大きく減少した場合でも、補助金交付額に減額することになっていないので、勤務実績に応じた補助となるよう審議された。

私立高等学校等の設置(私立高等学校) (三三三)

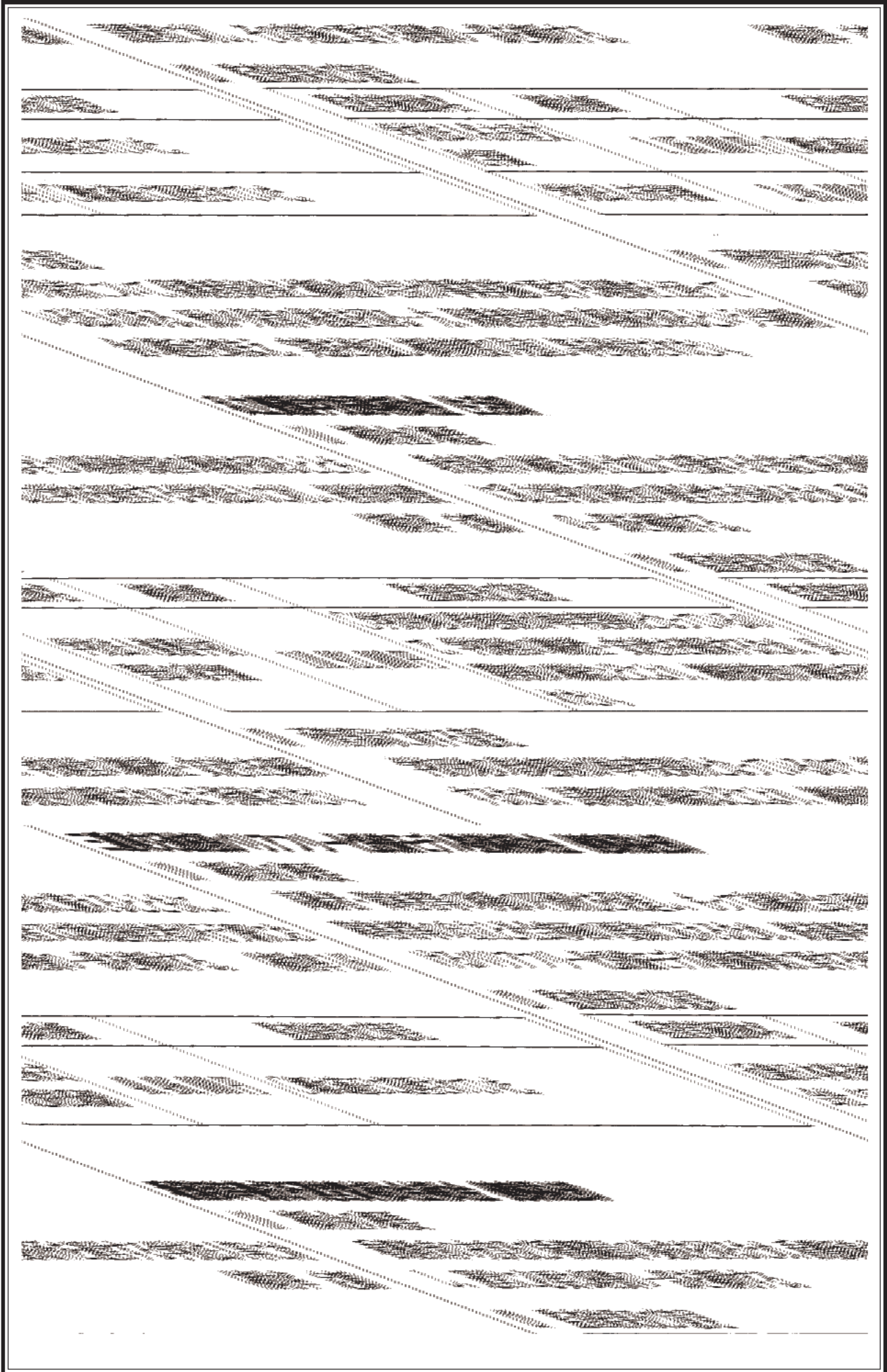
① 補助金の概要

私立の範囲における教育の振興を図るため、幼稚園を設置する学校法人に対し、経費の概算の一部を補助する。

(補助率 1/2以内)

② 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
学校法人名古屋文化学園	35,418,000円	○自給自足を前提とした出稼において、出稼・派遣取組要綱の規定と異なる方法で派遣が実施されており、さらに、経費超過となっている事柄があったので、今後適正な事務処理に努められた。(なお、当該経費を補助対象経費としても補助率率の上限で補助金の取組は行われた。)
学校法人古事学園	67,822,000円	○概ね適正に処理された。



監督実施団体名	補助金額	監督結果及び意見
三重県専任農業協同組合連合会 (三重県厚生連農業青年学校)	17,952,000円	○順次進捗して処理されていた。

【補給金】

(1) 補助金の概要

新年度業務計画を円滑に実施するため、三重県国民健康保険組合連合会が行う赤十字の寄附処理業務に対し、その運営に要する経費の一部を補助する。 (補助率10/10)

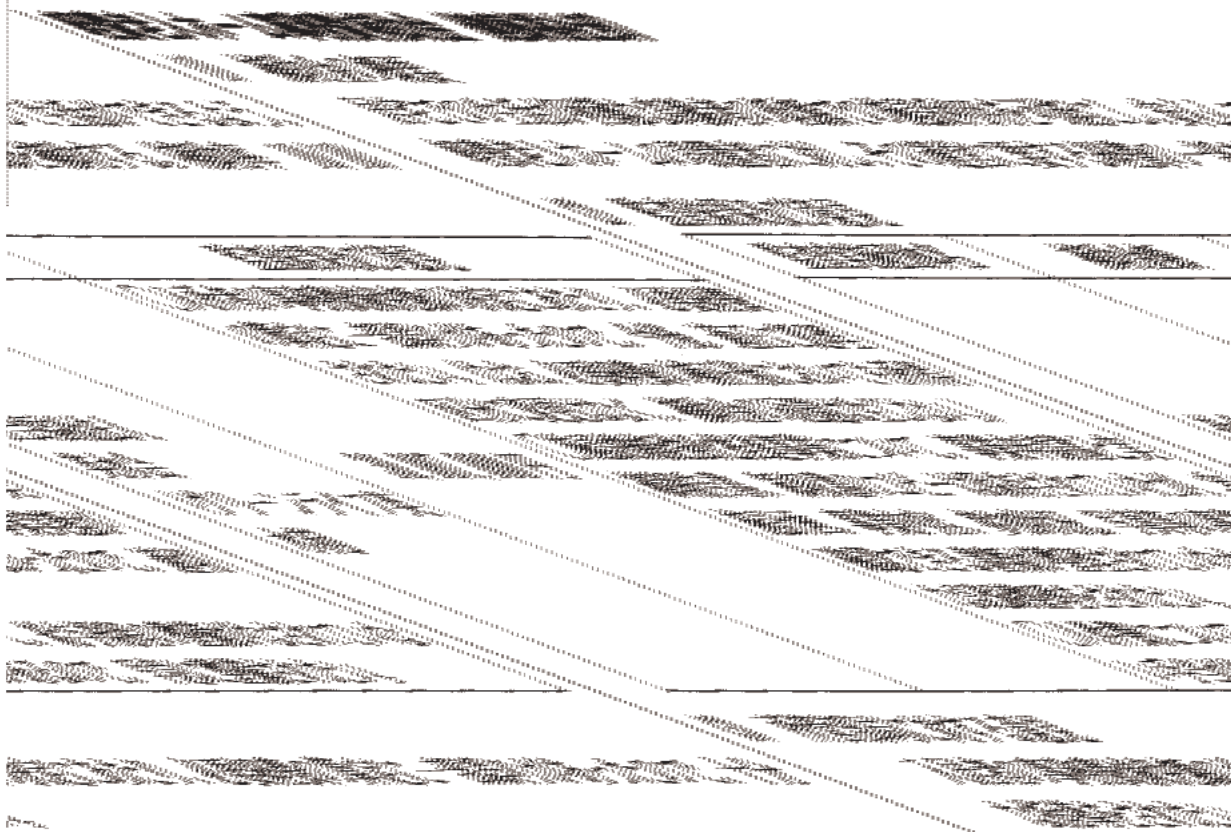
(2) 監督結果及び意見

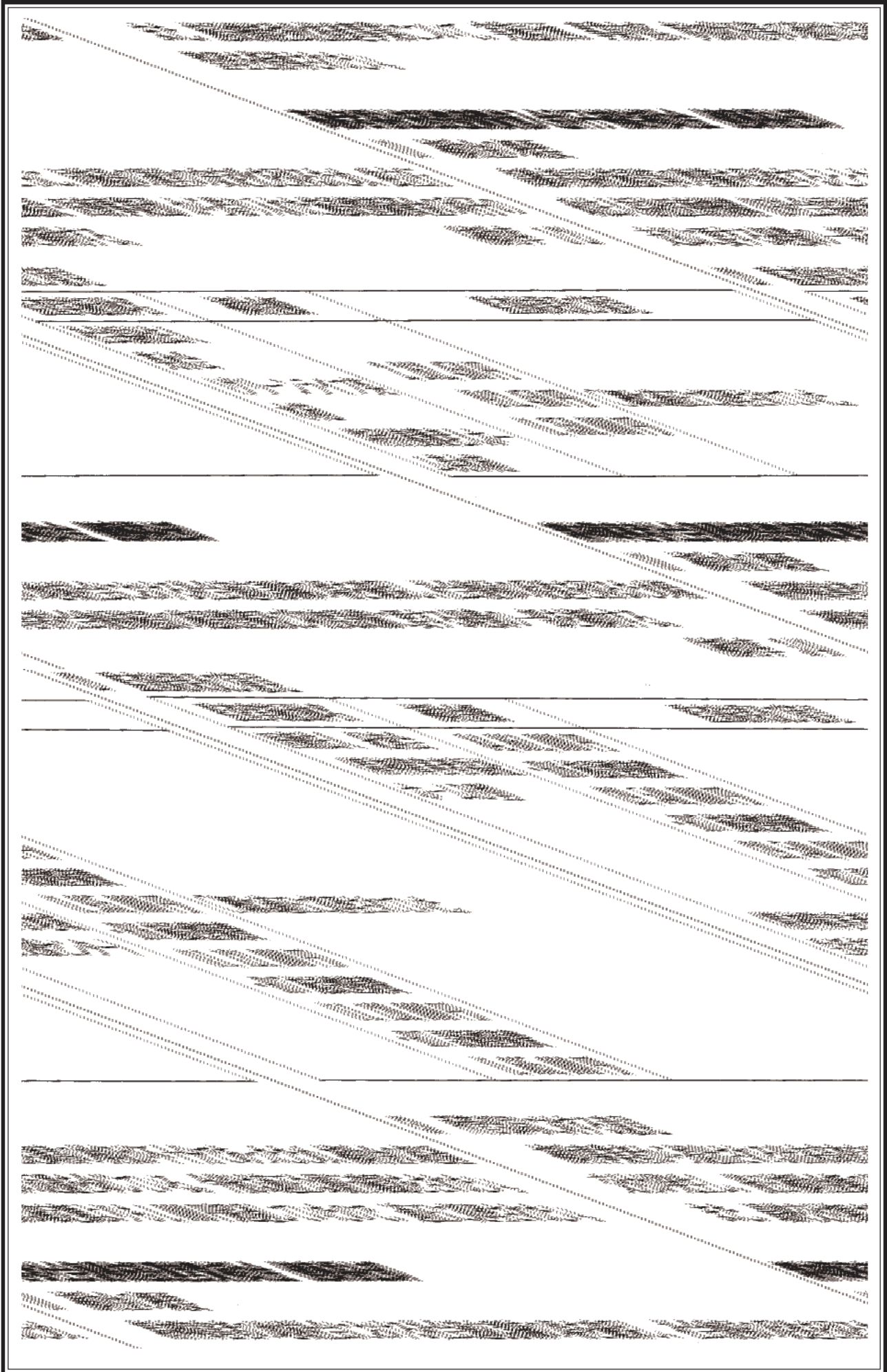
監督実施団体名	補助金額	監督結果及び意見
三重県国民健康保険組合連合会	28,765,000円	○補助対象経費とすべき他業務の起動手当が補助対象経費として算入されていた一方、補助対象経費である分室の賃借料が計上されていなかったため、早急に精査し、速急に処理された。 ○役員及び職員への手当において、補助対象と異なる運用が行われているものがあるため、速精査に基づき実施された。

(3) 所管部署に対する意見

① 平成18年度分の補助金から、補助対象経費や補助率を修正することとしているが、今後とも引き続き、補助事業の成果や業務量の精査に努められたい。

② 平成18年11月末現在、補助金の精査がなされていないので、早急に手続きされたい。また、補助対象経費とすべき他業務の起動手当が補助対象経費として算入されていた一方、補助対象経費である分室の賃借料が計上されていなかったため、早急に精査し、適切な措置を講じられたい。





森林所有者が社会福祉施設を運営する者に対して、その運営に要する経費の一部を補助する。
(補助率 10/10)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
医療法人 総務会 (新洲障害者福祉 ホーム財団) (新洲障害者地域 生活支援センター)	20,000,000円 (4,100,000円) (15,900,000円)	○定期報告作業委託、苦情及び緊急通報業務委託に ついて、実施状況が確認できるよう関係書類を整備 された。

木材コンビート施設整備事業 (農林業振興)

(1) 補助金の概要

松阪木材コンビート内において、林業等の継続する団体が別荘的な木材の処理及び加
工等に必要な施設の整備、これらの附帯施設の整備等に要する経費の一部を補助する。

(補助率 1/2)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
グリーンウッドタ ケミ協同組合	58,800,000円	○施設整備事業計画では、年間木材の処理量(原木) の目標値を 20,000㎥(平成 21 年度)としている。 平成 17 年度実績は 18,178㎥であり、施設整備補助 金の有効性を確保するため、目標達成に向け、生産 性の向上や販路拡大にさらに努められた。

(3) 所管部局に対する意見

施設整備補助金の有効性を確保するため、施設整備事業計画に載せた目標値が達成され
るよう、運営管理に必要な指導、支援に努められた。

森林管理推進基金 (農林業振興)

(1) 補助金の概要

森林の公益的機能の高度発揮を図るため、権限から保有(下刈-間伐-伐採など)の機
能的な森林管理を行うために要する経費の一部を補助する。

(補助率 4/10)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
東野市森林組合 (森林公益保全林) (森林整備推進林)	19,335,900円 (4,000,000円) (15,335,900円)	○権限適正に処理された。

森林経営改善推進対策事業補助金 (農林業振興)

(1) 補助金の概要

森林が自立するための必要な組織を確保するために、森林の合併を促進し、森林経営の全
体としての確立を図るための整備に要する経費の一部を補助する。

(補助率 2/3)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
伊勢川流域協同組 合	26,954,000円	○経営改善にかかる契約書に具体的な合意と契約条 件の記載漏れがあった。契約の主要事項である合意 や契約条項については明確な記載が必要であった。

(3) 所管部局に対する意見

システム開発・導入業務にかかる委託費の適正な算定に資する業務の委託費の算定が適切であった。
今後、補助事業の執行にあたっては、適正な事業費率について周知、指導を要する。

(4) 補助金の概要

各事業の事業費が概算で計画する施設、機器の標準的な価格を前提として算定された。
このため、事業の進捗状況に応じた補助金の算定が適切であった。(補助率 1/2)

[Redacted content]

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
シャープ株式会社	650,000,000円	○概ね適正に処理されていた。

(3) 所管部署に対する意見

産業集積促進補助金交付要件で補助事業の対象となる産産の届出が一部明細が少なく、補助金交付決定の精査が難しいので、明瞭性の向上を図るため、要件等の整備を指示された。

紀南かんきつ産物パワーアップ事業補助金 (農林部)

(1) 補助金の概要

紀南地域の産物産物であるかんきつ類の振興により地域を活性化するため、紀南かんきつ類の産地拡大や産地パワーアップに要する経費の一部を補助する。 (補助率 1/2)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
三重南紀農業協同組合	10,500,000円	○概ね適正に処理されていた。

紀南かんきつ産物パワーアップ事業補助金 (農林部)

(1) 補助金の概要

現代化施設の整備に要する経費の一部を補助する。 (補助率 1/2)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
三重南紀農業協同組合	52,352,000円	○概ね適正に処理されていた。

三重南紀産物産地拡大事業補助金 (農林部)

(1) 補助金の概要

中心市街地等の商店街・商業集積の振興に資するため、商店街振興組合等が行う商店街・商業集積街並み施設整備事業に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。 (補助率 2/3)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
桑名市寺町通り商店街振興組合	52,816,000円 -1116年度 (22,750,000円) -1117年度 (30,066,000円)	○補助事業完了後に施設整備を申請した業者から組合に対し振興事業への協力金などの名目で入金があった。その後、全額返還された補助金についても領収書が提出されている。このような金銭の出入りは補助事業の公正な執行に留意を促すことともなりかねないため、このようなことがないようにされた。

③ 所管部局に対する意見

当事業完了後に、施設整備を請負った業者から組合に対し振興事業への協力金などの名目で入金があった。その後、各都道府県補助金についても他の再確定が行われている。このような各都道府県入りの補助事業の公平な執行に留意を促すことともなりのため、このようにすることがないよう指導された。

社団法人三重県観光連盟 (観光部)

(1) 補助金の概要

社団法人三重県観光連盟の事業活動を奨励し、県内の観光事業全体の育成を図り、観光客の誘致宣伝を促進する。

(2) 監査結果及びの意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及びの意見
社団法人三重県観光連盟	86,888,000円	①キャンペーン事業の費用を支出処理に委託している。実施内容の明細や成果物の写真等の完了報告書への添付がない場合があったので、事業の履行、実績を審査できる書類等を添付された。

③ 所管部局に対する意見

- ① 当補助金は各都道府県以上の支拂われているにもかかわらず、年度末の履行確認がなされていなかったため、適切に履行確認をされた。
- ② 当補助金に関して「農水省補助金等交付要綱」第4条に定める「交付申請書等の提出時及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項」が定められていなかったため、要領等を整備する必要があった。(なお、平成18年度に当補助金を申請しを行い、補助金に変更され、要領も同時に整備された。)

全県・トップレベル大会開催費 (観光部)

(1) 補助金の概要

高等学校等の生徒の全県・トップレベル大会への参加を支援し、学校運動部活動の健全な発展と充実を図るため、交通費・宿泊費及び器具・用具運搬費に要する経費の一部を補助する。(補助率1/2、10/10)

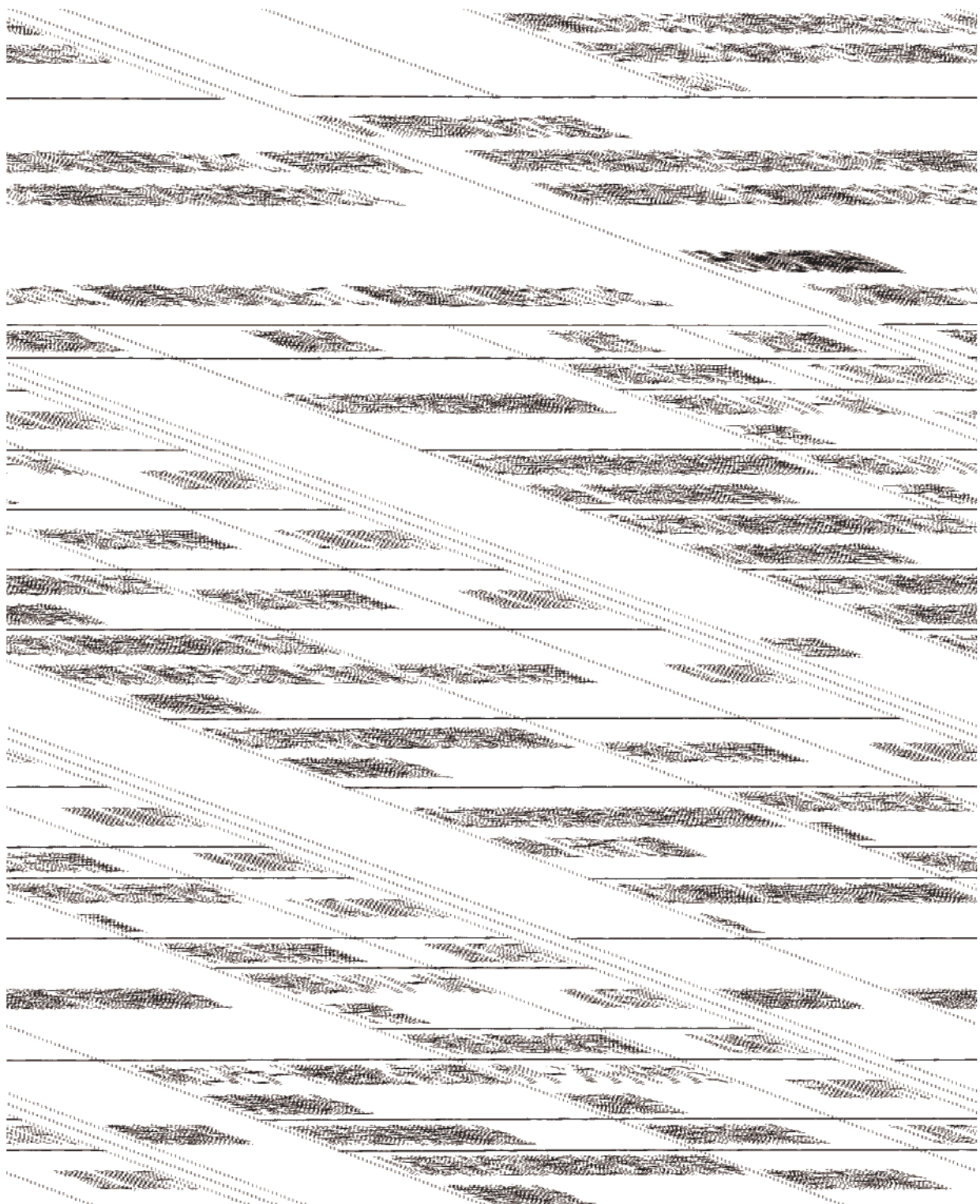
(2) 監査結果及びの意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及びの意見
三重県高等学校体育連盟	66,581,602円	①無償で直に処理された。

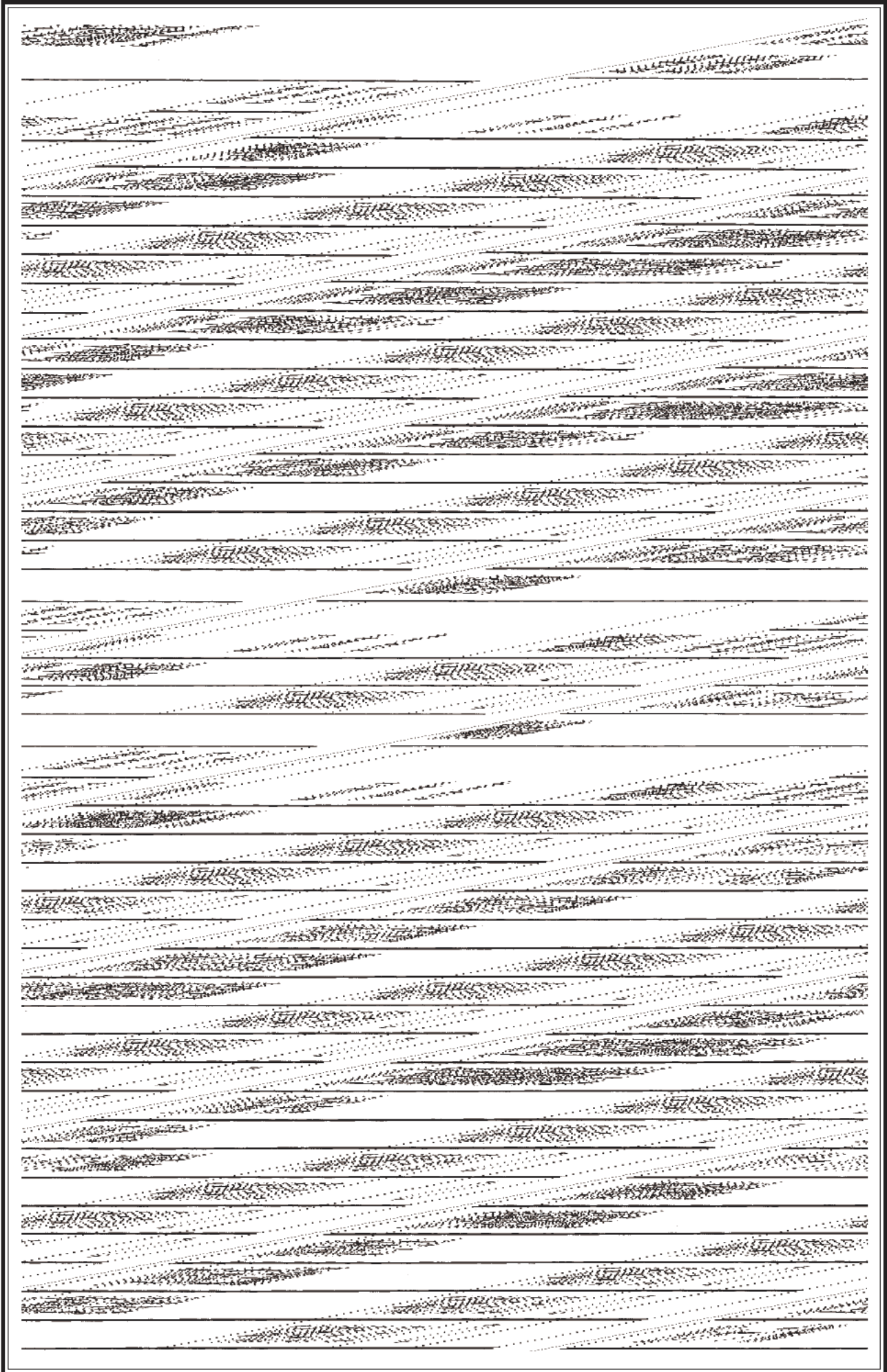
平成17年度三重県高等学校体育大会開催費 (観光部)

(1) 補助金の概要

県高等学校体育連盟所属33競技の各大会の運営に際して、会場利用料等大会運営に必要な経費を負担する。



農水部	三重県中小企業経営強化基金チャレンジ 支援事業費補助金	グリーンウッドタカミ 協同組合	27,321,000円
	農業経営強化対策基金利用補助金	三重県総農業協同組合	11,674,600円
	農業経営強化対策基金利用補助 金	三重県総農業協同組合	1,342,824円
	「以上自然がやさしい三重の米」普及 推進事業費補助金	三重県総農業協同組合	298,000円



21	三重県特定非営利活動促進法施行規則	平成19年3月26日	○
22	三重県特定非営利活動促進法施行規則	平成19年3月26日	○
23	三重県特定非営利活動促進法施行規則	平成19年3月26日	○
24	三重県特定非営利活動促進法施行規則	平成19年3月26日	○

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年3月26日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人みえケア・マネジメント協会

(2) 代表者の氏名

吉川 淨

(3) 主たる事務所の所在地

津市新東町塔世1634番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護支援専門員、介護保険サービス利用者及び介護保険サービス事業者に対して、介護支援専門員の資質向上のための研修等、要介護・要支援認定調査及び介護保険サービス事業者への照会に関する業務を行うことで、社会福祉及び介護保険制度の適正な運用の一助とし、もって福祉の増進を図ることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年5月19日まで縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成19年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人共同連三重

(2) 代表者の氏名

常住 良信

(3) 主たる事務所の所在地

津市中河原399番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅の障害者に対して、自立を支援することに関する事業を行い、もって三重県民に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規

定により、次のとおり公告します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年3月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人クロスポイント

(2) 代表者の氏名

宇野 誠

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市北浜田町12番21 - 104号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が何を望んでいるのかをリサーチし、相対するものの掛け橋、情報の集積基地、発信基地になろうとの理念から、インターネット・メディア等を積極的に活用し、まちの発展のため活動し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年3月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人よりあい

(2) 代表者の氏名

高倉 廣喜

(3) 主たる事務所の所在地

熊野市五郷町寺谷1065番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、生活しづらくなっている熊野市五郷町、飛鳥町を中心とした僻地で、障害者、高齢者の介護や子どもの生活の支援を目的として、宅老所、託児所、グループホーム、グループハウスや移送サービスに関する事業を行い、もって地域福祉の増進、まちづくりの推進、人権擁護、男女共同参画社会の形成の促進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を次のとおり樹立しましたので、同条第4項の規定により公表します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を次のとおり定めましたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供しま

す。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

川島土地改良区（四日市市川島町5586番地）

就任監事

四日市市川島町3228番地の2

山 中 敏

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重用水土地改良区（四日市市平尾町大字大池2765番地の3）

退任理事

いなべ市員弁町上笠田2076番地

太 田 嘉 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

井和小土地改良区（亀山市井尻町1050番地）

退任監事

亀山市川合町1513番地

田 辺 優

鈴鹿市国府町20番地18

安 藤 則 男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

木下土地改良区（亀山市木下町481番地の3）

退任理事

亀山市木下町182番地

河 村 平 一

退任監事

亀山市木下町191番地

川 村 政 敬

就任監事

亀山市山下町296番地の1

大 平 直 秀

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

井和小土地改良区（亀山市井尻町1050番地）

退任清算人

亀山市和田町828番地

渡 辺 尚 典

” ” 802番地

渡 辺 昭 和

” ” 446番地の1

渡 辺 真 弓

” 井尻町1227番地

桜 井 清 美

” ” 1239番地

桜 井 勉

亀山市井尻町951番地
" 小下町913番地

桜井博昭
小林重秀

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、次の基本測量が平成19年2月26日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成19年3月27日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 作業種類
基本測量(精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量)
- 2 作業地域
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

三重県環境影響評価条例(平成10年三重県条例第49号)第5条の規定により、環境影響評価方法書を作成しましたので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公告し、環境影響評価方法書を縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三重県
三重県知事 野呂昭彦
三重県津市広明町13番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 一般国道368号(下太郎生拡幅)道路整備事業
 - (2) 種類 道路の新設事業
 - (3) 規模 延長約3km 2車線
- 3 対象事業実施区域
津市美杉町太郎生地内
- 4 方法書関係地域の範囲
津市美杉町太郎生、名張市上長瀬
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 三重県津建設事務所企画保全室企画調整課、三重県伊賀建設事務所企画保全室企画調整課及び津市太郎生出張所
 - (2) 期間 平成19年3月27日から同年5月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 6 方法書についての意見書の提出
当該環境影響評価方法書については、環境の保全の見地からの意見を、縦覧期間内に書面により提出することができます。
- 7 意見書の提出に関する事項
 - (1) 提出方法
意見は、各縦覧場所に備え付けの「環境影響評価方法書に関する意見書」の用紙に記入し、同備え付けの「意見箱」に投函していただくか、郵送又はファクシミリにより送付してください。
 - (2) 提出先
〒514-8567
三重県津市桜橋3丁目446-34
三重県津建設事務所企画保全室企画調整課
ファクシミリ 059-227-8993
 - (3) 提出期限 平成19年5月21日まで(郵送の場合は当日消印有効)
 - (4) その他意見書に必要な事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載してください。
 - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称を記載してください。

ウ 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載してください。

- 8 この件に関する問い合わせ先
津建設事務所企画保全室企画調整課
電話 059-223-5210

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画生産緑地地区
2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画地区計画
小山・多度地区
2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画ごみ処理場
第1号 桑名広域資源循環型ごみ処理場
2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画火葬場
第1号 平和霊場
2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該

都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画公園
2・2・86号 鎌ヶ地児童公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画下水道
流域関連桑名市多度町公共下水道
桑名市長島町公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 特定役務の名称及び数量 複写機賃貸借契約 7台
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
健康福祉部健康福祉企画室審査グループ
- 3 落 札 者 決 定 日 平成19年3月14日
- 4 落 札 者 三重県津市栗真小川町693-1
コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社
三重営業所 所長 向 孝史
- 5 落 札 金 額 24,766,560円（うち消費税及び地方消費税 1,179,360円）
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成19年1月26日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成19年3月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 特定役務の名称 三重県ホームページサーバ及びインターネットシステム等運用管理支援業務
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室
- 3 落 札 者 決 定 日 平成19年3月15日
- 4 落 札 者 三重県津市羽所町345番地
株式会社エクサソリューションズ 代表取締役 田中 良治
- 5 落 札 金 額 33,600,000円

(うち消費税及び地方消費税1,600,000円)

- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成19年1月30日

正 誤

平成19年2月13日付け三重県公報第1854号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
3	24	4897の4	4897の4 (次の図に示す部分に限る。)

平成19年3月9日付け三重県公報第1861号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
51	10	小ヒツ略	小ヒツ峪

毎週火、金曜日発行
 購読料 (送料並びに消費税及び地方税含む。)
 1 箇月 3,000円
 1 箇年 36,000円
 三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年3月27日発行
 津市広明町13番地
 三 重 県
 印刷・販売 株式会社伊勢出版
 〒514-0815 津市藤方亀の越977
 TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431